

オケージョナル・ペーパー No.13

# 諸外国におけるマイクロデータ関連法規の 整備状況とデータ提供の現状

2005年9月

法政大学

日本統計研究所

# 諸外国におけるマイクロデータ関連法規の 整備状況とデータ提供の現状

森 博美(法政大学・経済学部)

## 目 次

はじめに

1. アメリカ合衆国
2. カナダ
3. イギリス
4. フランス
5. ドイツ
6. オーストラリア
7. ニュージーランド
8. オランダ
9. フィンランド
10. ノルウェー
11. スウェーデン
12. デンマーク
13. 韓国

むすび

〔資料1〕 マイクロデータ関連資料(その1～4)

〔資料2〕 各国統計法規における関連条文の整備状況

## はじめに

世界における最近 30～40 年の統計利用面での特徴的な動きとして、非集計データ利用の広がりがあがる。これには、コンピュータのハード、ソフト両面での情報処理技術の進展により、利用者自身が固有の利用目的に応じてデータを自ら処理することが技術的に可能となったことに起因する要素が大きい。

そのような新たなタイプの統計利用が普及するに従い、早いところでは 1960 年代末頃から、各国の政府統計機関は、そういった用途の統計利用のために個体識別情報を除去した個体ベースのデータ(以下ではこれをマイクロデータと呼ぶことにする)を、公共利用ファイル(Public Use Files: PUFs)、あるいは秘密遵守宣誓、さらには施設内に限定した使用といった様々な形態で提供してきている。また最近では、こういったマイクロデータは国境を越えて流通し各種の国際比較分析等に広く活用されているだけでなく、途上国の中には、例えばフィリピンのように、マイクロデータの「輸出」に積極的な国も見られる。

周知の通りわが国では、「統計法」第 15 条が指定統計について、また第 15 条の 2 が承認統計と届出統計の作成のために徴収された調査票等の統計目的以外への使用を禁止している。このよ

うな中で、個票ベースのデータについては、第15条第2項の「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない」という条項を根拠に、いわゆる「目的外使用制度」として極めて限定的な形でその使用が認められてきた。特に制度の運用にあたっては、利用目的の公益性が厳しく要求され、単なる学術研究目的での利用については一般に公益性を充足するものとは認められてこなかった。

このような制度運用の影響もあり、わが国ではマイクロデータを用いた学術研究は、これまで極めて限定的な範囲でしか行われていない。統計利用をめぐるこのような問題を解決するためにわが国でもマイクロデータの利活用環境の早急な整備が急務であることが、1995年の統計審議会答申『統計行政の新中・長期構想』でも指摘されている〔統計基準部(3) 73-5頁〕。

ところで、各国におけるマイクロデータの提供にかかわる統計調査票の取り扱いやマイクロデータの提供実態、さらには関係法規の整備状況をサーベイしたものとしては、1996年～1998年度文部省科学研究費補助金(特定領域研究)「統計情報活用のフロンティア拡大の研究」(領域代表者:松田芳郎現東京国際大学教授)の計画研究班(A-02)による一連の海外調査、それに総務省統計局統計基準部が2001年度に19カ国の政府統計機関を対象に実施した調査<sup>[注1]</sup>がある。そこで以下では、これらの調査結果並びに独自に入手した各種資料に依拠しながら、各国の実情について報告することにしたい。

## 1. アメリカ合衆国

### (1) 識別統計情報とその秘密保護政策

アメリカでは、1971年に「連邦統計に関する大統領委員会」がその勧告の中で、統計に係る「秘密(confidential)」について、「回答者が一般に識別されるか、又はその者に何らかの意味で不利益を及ぼす方法でのデータの開示を禁止すること」と規定した。また同委員会は、データの秘密保護のために当該機関が秘密保護規定を持たねばならないこと、秘密保護の条件の下でデータの省庁間の移転にも配慮すべきこと、などを提言している〔(26) 316頁〕。

さらに1977年7月には「プライバシー保護研究委員会」が、「連邦当局が調査あるいは統計目的のために徴収し保有するいかなる記録や情報も、個人が識別できる形でその記録に関わる個人に対して直接的に影響を及ぼすいかなる決定あるいは行為をなすのに使用されてはならない」との指摘を行っている〔(26) 317頁〕。

同じく1977年10月には、「連邦のペーパーワークに関する大統領委員会」が、(イ)「統計目的で徴収されあるいは保管されている情報は、専ら統計目的でのみ使用することを他の統計機関が保証する場合を除き、行政目的または規制のために使用されてはならず、また個人が識別可能な形態で開示してはならないこと、(ロ)行政・規制目的で徴収された情報は、適切な秘密保護、安全確保策が講じられ、その情報が専ら統計目的でのみ使用されることの保証が得られた場合には、統計への使用に供されるべきである」との指摘を行っている〔(26) 317頁〕。

こういった各委員会での議論は、その後のペーパーワーク削減をめぐる論議として継承される。しかし、ペーパーワーク委員会での議論は、どちらかといえば「効率性」に比重

を置いたものであり、統計目的で徴収した個人情報の秘密保護に関する法整備は、カーター一以降の各政権にとっての連邦統計の懸案課題として残された。そのような中で、いくつかの連邦政府統計機関で、秘密保護のための法整備がはかられる<sup>〔注2〕</sup>。

9.11 事件は、アメリカにおける統計に係る識別可能な個人情報の取り扱いの転機ともなった。事件発生後ほどなく制定された「アメリカ合衆国愛国法」(U. S. A. Patriot Act)は、統計作成目的で徴収された情報に関して、それまで回答者に対して保証してきた秘密保護の誓約を部分的に覆す内容を持つものであった。同法の執行機関は、この法律に基づき、例えば、the National Center for Education Statistics が同組織の統計情報徴収に関わる秘密保護規定に従って徴収した個人識別情報にアクセスできる権限を付与されることになった〔(26) 317 頁〕。

このような個人識別情報の他の行政機関への提供は、統計調査の実施機関と回答者との間の信頼関係を損ない、最終的には得られる統計そのものの品質低下につながるものである。このため、「母国安全保障情報共有化法」(the Homeland Security Information Sharing Act)の法案審議に際しては、秘密保護を宣誓することにより専ら統計作成目的のために行政機関が徴収した個人の識別可能な情報を母国安全保障情報 homeland security information に含めるべきではないとの論議がなされ、両者を異なるカテゴリーの情報とすみなすことが、同法案の下院審議で修正動議として出され、承認された〔(26) 318 頁〕。

ところで、2001 年夏に行政管理予算局が政府統計の作成に関わる 14 の連邦政府機関を対象に実施した調査“Interagency Council on Statistical Policy”によって、各機関での統計の秘密保護規定が統一的でないこと(patchwork)、さらに、政府機関によっては、the Trade Secrets Act, the Privacy Act, the Freedom of Information Act の諸規定を準用することで統計に係る秘密保護の根拠としているものもある事実が明らかになった<sup>〔注3〕</sup>。このように合衆国では、個体が識別可能な連邦統計情報に対する秘密保護については、長期間にわたり統一的な条文が存在しないという状況が継続されてきた。

このような中で米国政府は、1999 年に下院を全会一致で通過した「統計効率化法」(the Statistical Efficiency Act of 1999)と 2001 年に提案されていた「秘密情報保護法」(the Confidential Information Protection Act)を統合した新たな法律「秘密情報保護および統計効率化法」(the Confidential Information Protection and Statistical Efficiency Act of 2002、以下 CIPSEA と略称)を提案した。個人、企業、その他から統計目的で徴収された全ての識別可能な情報について、統一的にその秘密保護をはかる法律として提案された CIPSEA は、「2002 年 e 政府法」(e-Government Act of 2002, Public Law 107-347)第 V 編として 2002 年 11 月 15 日に上・下両院を通過し、同年 12 月 17 日に大統領が署名し成立した。

CIPSEA は、法律の名称、同法に係る諸定義、法の実施機関ならびに他の法律との関係などを規定した第 501~504 条、秘密保護を規定したサブタイトル A (第 511~513 条)、それに統計情報の政府統計機関の間での共有による統計の効率化策を規定したサブタイトル B(第 521~526 条)の 3 つの部分から構成される。このうち本稿での議論に最も関わるのは、サブタイトル A である。

この法律は、統計作成のために徴収される情報の秘密保護に対するこれまでのパッチワーク的な法制度に終止符を打ち体系的な保護措置の枠組みを与えるものであった。このよ

うな法整備は、回答者の統計に対する信頼(trust)を確保し、秘密保護の誓約のもとに統計作成機関に対して提供された情報の保護における国民の信頼の低下が、統計分析の正確性ならびに完全性を損なう(第511条(a)(4))ことから、その保護を担保することが統計作成における国民の協力を得る上で不可欠である(第511条(a)(5))との認識に立つものであり、それはまた国民の利益ならびに社会のニーズに合致するもの(第511条(a)(3))でもあった。このような意図を持って制定されたCIPSEAは、その第511条(b)法制定の目的として以下の3つの規定を設けている。

(i) 秘密保護の誓約の下に統計目的で個人あるいは組織によって、ある機関(合衆国法典第31編第102条に規定された執行機関、もしくは同じく第44編第3052条に規定された機関)に提供された情報が専ら統計目的にのみ使用されること(第511条(b)(1))

(ii) 秘密保護の宣誓の下に統計目的で諸機関に情報の提供を行った個人あるいは組織が、その情報を識別可能な形態で、この編によって許可された者以外に開示されないこと、また統計目的以外のいかなる目的にもその情報が使用されないこと(第511条(b)(2))

(iii) 秘密保護の宣誓の下に統計目的で得られた個人の識別可能な情報に対するアクセスを制限し、あるいはその使用に制限を加えることによってその秘密保護措置を講じること(第511条(b)(2))、が規定されている。

## (2) ミクロデータ提供関係規定

合衆国センサス法はその第9条で、「この法律の規定に基づいて提供された情報を統計目的以外に使用すること、そのデータを提供した特定の事業所又は個人が識別されるような形で公表すること、あるいは商務省、局あるいは機関によって認定された職員以外の人々が個々の報告を研究することを許可してはならない」と規定している。このようにセンサス法そのものにはマイクロデータの提供を明示的に根拠付ける条文は存在しない。合衆国では、実務上はセンサスの種類毎に調査結果の公表についての規定があり、それに従ってマイクロデータの作成、提供が行われている〔石田(12) 5頁〕。

合衆国におけるマイクロデータの提供については、センサス局の活動を規定した「合衆国法典」(US Code:1976年10月修正)が個別データの提供の法的根拠を与えている〔Citteur et al.(24) 791頁〕。すなわち「合衆国法典」第13編第8条は、データ提供の根拠ならびに提供条件を次のように規定している。

(b)連邦政府の省庁、機関及び事業所、コロンビア特別区行政府、本編中の第191条(a)項において言及される任意の領地あるいは地域行政府(その下位機関を含む)、州あるいは地方機関その他の公的機関及び民間人と諸機関に対して、長官は、報告者もしくはその代理人から報告された情報が明らかとならない集計表その他の統計資料の写しを提供すること及び特別な統計的編集や調査を行うことができる。

(c)権利侵害に対する訴追の場合を除き、本条の下に提供される情報は、いかなる場合にも報告者ないしその情報の関係者に不利益を与える形で提供されてはならない。

また、続く第9条では、個人情報提供形態等を商務長官及び商務省の各部局の職員に対する禁止条項として、次のように規定している。すなわち、

(1)情報が収集される統計目的以外のいずれの目的にも本編の適用を受ける情報を提供すること。

(2)識別可能な形で特定の事業所あるいは個人に関する情報を提供すること。

(3)商務省あるいはその部局及び諸機関の宣誓職員と雇用者以外の者に個人に関する記録を調査させること。

ところで、統計目的で徴収された情報に関する包括的な秘密保護を規定した CIPSEA は、統計データや情報の利用ならびに開示の制限について、次のように規定している。

まずその利用については、専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴収されたデータおよび情報は、第 512 条(a)によって、官吏、雇用者あるいは第 502 条(2)(A)、(B)に規定される者によって、専ら統計目的のみ使用されるべきとの制限が課されている。

また統計データと情報の開示に関しては、第 512 条(b)の各号によって次のような制約が加えられている。

(1)専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴収されたデータおよび情報は、回答者が事前に承認した場合を除き、当該機関によって専ら統計目的以外のどのような使用のためにも識別可能な形態で開示されてはならない。

(2)前項(1)に従う開示は、その機関の長が開示を承認し、その開示が他のいかなる法律によっても禁止されていない場合のみ許可される。

(3)本条の規定は、専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴収されたデータおよび情報に適用される秘密保護を制限あるいは緩和するものではない。

### (3) ミクロデータの提供状況

合衆国センサス局では、1963 年にはじめて 1960 年人口住宅センサスの詳細調査票 (long form) データから全世帯の 0.1%の抽出率で作成したマイクロデータの提供に踏み切った。1970 年、1980 年人口住宅センサスでは抽出率が全世帯の 1%に引き上げられ、この他にもセンサス局では、1968 年まで遡及した経常人口調査 (CPS) の公開マイクロデータが作成、提供され、これら以外にも、センサス局が所管するほとんどの世帯調査について公開マイクロデータが作成されている [Cox(23) 5 頁]。

センサス局の管理下にある Research Data Center(RDC)は、on-site で匿名化処理のされていないマイクロデータ (confidential data) をセンサス局職員および特別宣誓職員 (SSS) が使用できる施設として設置されたものである [UNECE(27) 92 頁]。なお、特別宣誓職員についてもセンサス局職員同様、秘密漏洩などの違反行為に対しては、250,000ドルの罰金あるいは5年以下の懲役が課される。

この他にもいくつかの施設がそれぞれのシステムで confidential data の利用サービスを提供している。まず、US National Center for Health Statistics は、confidential data の使用サービスに関する特別なプログラムを持っている。それによれば、外部の研究者は解析プログラムをセンターに提出することによりデータの処理を申請する。適切な使用申請に対しては、提出されたプログラムによりデータ処理が行われ、出力結果について秘密保護の観点から点検の上、申請者に結果のみが提供される [UNECE(27) 92 頁]。

また US National Center for Education Statistics(NCES)は、次のような条件の下に研究者が confidential data へのアクセスを許可している。すなわち、研究者は利用計画と安全管理に関する計画を提出し、データの秘密保護に関する宣誓(大学の場合は組織の管理責任者として学部長以上のポストの者が署名)を行う。安全の確保については随時査察によってその確認がなされ、研究成果については、公表に先立ち、審査のために NCES への提出が義務付けられている

[UNECE(27) 92 頁]。

## 2. カナダ

アメリカ合衆国におけるマイクロデータの提供に触発され、1960 年代初頭、カナダでもこの種のデータ提供への要望が研究者を中心に多方面から寄せられた。それを受けてカナダ統計局では、当初、局内に特別組織を設置し、オーダーメイド型のマイクロデータに基づく解析処理サービスを開始した。しかし、サービス提供に時間がかかり、利用者がデータに対して対話形式で処理ができなかったことから利用面での弾力性に欠け、しかも費用が高いといった一連の問題点が露見することになった〔石田(12) 17 頁〕。この問題に抜本的に対応するために、カナダ統計局は 1971 年に統計法を改訂し、マイクロデータ提供に関する法整備を行った。

従来の統計法では、個票情報の取り扱いに関して「情報の提供者から事前の承諾を得ないで公表することを全面的に禁止」していた。これに対し「1971 年統計法」の秘密保護条項である第 17 条は、「情報漏洩の禁止」に関して次のように規定している〔統計基準部(17) 351 頁〕。

- (1)本法第 11 条又は第 12 条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従って本法に基づいてなされる告訴の場合を除き、
- (2)本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であって、本法第 6 条に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。
- (3)本法第 6 条に定める宣誓を行った者は、いかなる方法によっても、本法に基づいて取得した情報の提供により、個票から得られる属性情報が個々の個人、企業又は団体と関連づけることができるような仕方提供し又は故意に提供させることをしてはならない。

カナダ統計局は、1970 年代初頭に Public Use Microdata Files(PUMFs)が作成された。その後 1990 年代までに 350 以上の PUMFs が作成された。しかしこれらのマイクロデータセットについては、高い提供コストならびに匿名化措置による情報喪失が問題とされてきた〔UNECE(27) 5 頁〕。

## 3. イギリス

イギリスにはこれまで統計基本法規にあたるものはなく、個々の統計調査に関して議会が制定した個別調査法規によって必要事項が規定されてきた。イギリスにおける統計調査行政において特に重要とされてきたのは、「1920 年センサス法」(The Census Act 1920)、「1938 年人口統計法」(The Population Statistics Act 1938)、「1947 年通商統計法」(The Statistics of Trade Act 1947)、それに「1979 年農業統計法」(The Agricultural Statistics Act 1979)である。

個票データの提供にあたって統計機関側がこれまで依拠してきたのは、「1947 年通商統計法」第 9 条である。そこには「本法の…規定の下に収集したいかなる個々の推算や個票それに個々の企業に関するいかなる情報も、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、…これを開示してはならない」と規定されている。例外的にそれが認められる場合にも、(a)推算、個票あるいは情報を保有する所管の大臣が命令により省庁または輸入税諮問委員会に対して当該省庁あるいは委員会がそれらの業務の遂行のために行うもの、

または(b)本法の下での違反に関するあらゆる訴訟手続きの報告のために行うものに限定されてきた〔(6) 27 頁〕。

イギリスの欧州連合 (EU) への加盟により同国の統計行政は、統計分野における EU 基準への調整という政策対応を迫られることとなった。すなわち、イギリスは加盟国として、域内の統計作成に係る統一法規(「共同体統計に関する 1997 年 2 月 17 日付け理事会規則(EC) 322/97」)を批准し、統計作成、提供業務の面で EU の他の加盟国と同一歩調をとることを要請され、マイクロデータの EUROSTAT への提供義務を負うことになった。

さらに統計業務の EU 基準への調整は、法制度面にも及んでいる。イギリスは、対外的に 1997 年 2 月に「EU 統計法」(EU Statistical Law)を批准、承認〔統計基準部(18) 219 頁〕する一方、国内的に法体系の見直しを積極的に進め、2002 年 10 月には国の統計業務遂行の基本原則を定めた「国家統計行政施行規範」(National Statistics Code of Practice)が施行された。

「施行規範」では、個票データの使用は、第 5 条(秘密の保護)で取り上げられており、そこでは、「データの徴収ないしその統計目的への使用に際して秘密が保護される」として、その達成のための方策が 7 点にわたって指摘されている。

- (a)統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。
- (b)国の統計のために提供されたデータは統計目的のためだけに使用される。
- (c)国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。
- (d)個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。
- (e)個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。
- (f)専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。
- (g)報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる用途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。

ところでイギリスの国家統計局には、同局が所管する調査に基づく個体データ(匿名マイクロデータ及び識別個体データ disclosive data)についての独自の提供システムがある。この提供システムは、中央省庁だけでなく、地方自治体、公的機関さらには研究者等による個体ベースのデータ利用に対して国家統計局が直接データの提供サービスを行うもので、わが国の目的外使用申請制度に相当する。

利用者から出された利用申請については 2003 年に新たに設置されたマイクロデータ提供審査委員会(Microdata Release Panel)がそれを審議し、その結論が統計局長に報告されることになっている〔伊藤(22) 32 頁〕。申請案件について秘密が完全に保証されると国家統計局が判断した場合に使用が許可されるが、民間企業については、このシステムによるデータの提供対象から除外されている。なお、利用申請の審査にあたっては、以下の 7 点が秘密保護の基準とされている。

- (1)政府統計のために提供されるデータは、統計目的のためだけに使用されなければならない。
- (2)マイクロデータの入手とそれのいかなる加工も、「施行規範」と「プロトコル」に照らして合法的でありかつそれら

に適合的なものでなければならない。

- (3)いかなる加工も個体を特定するようなものであってはならない。
- (4)徴集の際の誓約並びに秘密の保護は絶対的に尊重されなければならない。
- (5)個体が特定できるデータは物理的に安全に保管されなければならない。
- (6)提供されるマイクロデータは、研究の必要並びに研究目的に照らして適合的でなければならない。
- (7)識別あるいは識別可能な統計資料へのアクセスは、「施行規範」並びに「プロトコル」に規定されている通り、国家統計の目的および報告者に対してなされた約束と整合的な場合にのみ認められる。

このようなマイクロデータ提供の要件を満たした利用申請として、2003年4月から同年11月までに合計41件について使用が認められた。なお、このうちの28件がEUROSTATを含む政府機関で、残りの13件が大学等の学術機関となっている。後者のうち7件は後述のEssex大学のUK Data Archiveから出されたものであるが、そのうち6件は、二次分析のための公的利用ファイルの作成にかかわる申請である。なお、[伊藤(22) 57-65頁]には、2003年4月から2004年12月の間に承認により提供された131件のデータについて、提供先機関、提供年月、データ名、使用目的のリストが紹介されている。

このようないわば目的外使用申請制度による個体ベースのデータの統計作成機関からの直接提供に加え、イギリスでは特定の大学を窓口として匿名化された個体データ(マイクロデータ)を民間ユーザーあるいはEUその他海外の利用者に提供する仕組みが制度化されている。

(1)The Data Archive(エッセクス大学)(以下UKDAと略称)によるサーベイ・マイクロデータの提供

UKDAが研究・教育を目的とする電子データの保管と利用のためにエッセクス大学に開設されたのは1967年である。施設の開設当初は政府統計以外のデータを収集しており、その後政府統計の集計データが収集対象に加えられた。1980年前後から、UKDAは政府統計のマイクロデータ、特に各種標本調査(surveys)の調査個票データから作成されたマイクロデータの収集、提供活動に本格的に乗り出した。現在、UKDAには、政府・民間のマイクロデータ、集計データ、政府業務データ、それに電子化された記述文書など4,000点以上のファイルが保管され、提供されている。なお、UKDAは、現在、ESRC(Economic and Social Research Council)とJISC(Joint Information Systems Committee)からの公的資金援助の下、エッセクス大学によって運営されている[伊藤(22) 33頁]。

UKDAの保管ファイルのリストはWeb公開されており、個々のデータセットを利用した研究業績リストも含めたメタデータがWeb上で閲覧でき、イギリス国内の学術研究機関の研究者・学生、政府機関の職員は、利用者の氏名並びに取得したパスワードをESDSの登録システムESDS Access and Preservationに登録することにより利用申請をインターネット経由で行えるようになっている。UKDAには年間で約8,500件余りの申請が寄せられているが、そのうち海外からの申請は約100件である。利用申請の対象となるデータの約8割は政府統計で、研究者だけでなく当該統計の作成機関以外の政府機関もそれらをしばしば利用している。なお、マイクロデータの利用に係る料金については、学術目的での利用者は無料、商用目的での利用者についてはデータセットあたり500ポンドとされている[伊藤(22) 35頁]。

ところでUKDAには、全国各地のセンサスデータの提供施設<sup>[注4]</sup>で別々に行われていたデータ利用者登録を一本化する統一的な利用者登録管理システムとして、2001年8月にESRCとJISCの共同出資によってセンサス管理システム(Census Registration Service: CRS)が設置された[伊藤(22) 33頁]。またUKDAには、サーベイデータのアーカイブへの寄託並びに利用者の登録管

理を行う新たなシステムとして、2003年1月に経済社会データサービス(Economic and Social Data Service: ESDS)が設置された。なお、UKDAに保管されているこれらのデータセットは、データ作成者並びにデータ特性に従ってESDS Government、ESDS International、ESDS Longitudinal、ESDS Qualidataという4部門編成となっている〔伊藤(22) 34頁〕。

ヨーロッパでは1976年に社会科学的研究及び教育における統計利用の推進を目的に「欧州社会科学データ・アーカイブ協議会(CESSDA)が創設された。この協議会の設立により各国のデータ・アーカイブは国際的ネットワークを通じて連携し、マイクロデータの国際的な流通システムが作り上げられた。なおCESSDAの設立にあたっては、エセックスのアーカイブが中心的な推進役として貢献した。

## (2)CCSRによるセンサス・マイクロデータの提供

人口センサスを所管していた旧人口センサス調査局 OPCS は、1994年に人口センサス(1991年実施)から初めてマイクロデータを作成し、ESRCに有償供与した。ESRCの助成を受けて1992年に1991年センサス匿名標本データ(Samples of Anonymised Records: SARs)の管理、提供及び研究のために設置されたCMU(Census Microdata Unit)をその前身とするマンチェスター大学のセンサス・サーベイ研究センター(The Centre for Census and Survey Research)は、その維持、管理並びに提供業務を受託することにより、1995年11月に本格的な活動を開始した。

1991年センサスについては、「2%個人SAR」<sup>〔注5〕</sup>と「1%世帯SAR」<sup>〔注6〕</sup>という2種類のセンサス・マイクロデータが作成されたが、これは、より詳細な地域表章に主に関心を持つ地理学等の利用者と地域区分よりも人口・世帯分析により強い関心を持つ社会学等の利用者の双方の利用ニーズに配慮したものである。なお「1%世帯SAR」は階層構造(hierarchical)を持つデータセットとして作られており、世帯情報を用いて家族員レコードをリンクさせた分析ができるように設計されている。統計委員会によって構成員もつSARの内容構成については、研究者等から構成されるセンサス利用者協議会も一定の要望を提出できるが、最終的なマイクロデータの仕様の決定は国家統計局が行う。

SARsについては、学術研究目的だけでなく商業利用にも供されているが、非学術利用については有料である。またイギリスでは個人SAR、世帯SARという研究等の利用のために提供されるマイクロデータの他にも、採用変数の数を制限した小規模ファイルである教育用SARが作られており、統計学、地理学、さらには社会科の教材として各種の教育機関に提供されている。

2001年センサスSARについて国家統計局は、公共利用ファイルという観点から91年SARに比べてより制限的でない条件で広範囲な利用者に提供することを当初は予定していた。しかし使用者に一切の利用制約を課さない公共利用ファイルという提供方針はその後軌道修正され、認可SAR(Licensed SAR)として91年SARと同様マンチェスター大学CCSRを窓口として提供されることになった。2001年センサス認可SARとしてはすでに「3%世帯SAR」が提供されており、地理学等の地域研究用により詳細な地域区分を持つ「5%SAM:Small Area Microdata」については2005年夏に提供予定である。なおこれらの認可SARsに利用にあたっては、利用申請者はCCSRに認可登録が必要である。

認可SARについては、91年センサスSARよりも大幅に変数区分が統合され、SARが持つ情報量が大幅に削減されることになった。このため研究者グループでは、学術研究目的でのSARを別途作成するように国家統計局に申し入れを行った。この結果、2001年センサス・マイクロデータについては、認可SARとは別途に91年センサスSARsと同程度の情報を有する学術研究利用目的で

のファイルとして統計局構内 (in-house) 使用限定の Controlled Access Microdata Sample (CAMS) という別仕様の SAR が作られることになった。なお CAMS については、提出された使用申請は国家統計局内に設置された「センサス研究使用委員会」(Census Research Access Board) で審査され、統計局の「マイクロデータ提供委員会」(Microdata Release Panel) 等<sup>[注7]</sup>で審議を経て提供される。

### (3)ONS による LS データのオーダーメイド処理サービス

LS (Longitudinal Study) データは、人口の約1% (非公表の 4 誕生日 (LS birthdays) 出生者が対象) について、旧 OPCS が保有していた人口センサス個票とイングランド・ウェールズ登録局 (GRO) が保有する政府保健中央登録 (the National Health Service Central Register: NHSCR) の個人記録とを住所、氏名等の識別情報を用いてリンクすることにより作成されているもので、1971 年から 81 年、91 年、2001 年とセンサスが実施される都度作成され、すでに 30 年におよぶパネル・データとなっている。

LS データについては、2001 年 12 月からは、The London School of Hygiene and Tropical Medicine の The Centre for Population Studies に設置された Centre for Longitudinal Study Information and User Support (CeLSIUS) が学術研究利用者からの利用申請受付窓口となっている<sup>[注8]</sup>。しかし LS データについては、その対象者本人に対しても標本となっている事実は秘密とされており厳格な秘密保護を必要とすることから、サーベイ・マイクロデータやセンサス・マイクロデータとは異なり、The Census and Population Statistics Act によりデータの管理、使用に関して特に厳しい規制が課されている。このため LS データについては特に厳格なデータ管理下でその運用が行われており、データにアクセス可能なのは直接の担当部局の限られた職員だけに限定される。国家統計局内の他の部門からの申請も含め、他の政府機関および外部研究者からセンターに提出された利用申請については、利用目的の公益性並びに秘匿性の確保等について局内に設けられた Research Board で審査され、適当と判定された申請案件について LS 課 (Unit) とのジョイント・プロジェクトが立ち上げられ、局内で処理された結果については、秘密保護についての点検の上、申請者に結果のみが提供される<sup>[注9]</sup>。

このようにイギリスでは、サーベイ、センサスそれに LS データというそれぞれ特性の異なる3つのタイプの政府マイクロデータについて、それぞれ独自の提供システムによってデータの提供が行われている。

## 4. フランス

フランスでは、「統計資料に係る義務、調整、及び秘密法」Loi sur l'obligation, la coordination et le secret en matière de statistiques (1951 年6月7日制定、法律第 51-771 号、2004 年8月7日最終改正、以下「1951 年6月7日法」と略称) が、センサスの実施や申告義務を有する統計調査の根拠法となっている〔統計基準部(2) 251 頁〕。

この法律は、収集される全ての個人情報に適用される。1986 年 12 月 23 日制定法律第 86-1305 号により、行政記録情報も含め個人と法人に係る情報を国立統計経済研究所 (INSEE) および各省の統計組織が受け取る権限を付与されてきたが、これについては、「1951 年6月7日法」を改正することで同法第7条に追加規定された。

「1951年6月7日法」の施行令である1984年7月17日制定の政令第84-628号によって国家統計情報審議会(CNIS)が設けられ、その下に統計に係る秘密保護に関する委員会が設置された〔統計基準部(2) 251頁〕。

1978年1月6日には、個人データの保護を目的に「データ処理、データファイル、及び個人の自由に関する法律」(法律第78-17号)が制定された。この法律は、公的機関だけでなく民間も含め、個人に係るデータの収集、保有並びに処理に関する包括的な規定で、その適用範囲は「1951年6月7日法」よりも広範囲である。

「1951年6月7日法」にはその後、申告義務のある統計調査によって集められた情報について、いかなる理由においても、内国歳入調査あるいは経済的介入のために使用してはならないとされている。なお、そのような情報の政府行政機関、専門機関、それに大学や国立科学調査センター等の研究者といった第三者への提供については、CNISの設置規定である1984年政令第22条がその手続きを定めている。

個人データへのアクセス申請は統計の守秘義務に関する保護委員会事務局が処理し、許可された場合に申請者は、公表に係る規則の遵守、個人データの非公開、使用後のデータの滅却等に関する書面による宣誓を行わなければならない〔統計基準部(2) 158頁〕。

「1951年6月7日法」は当初、申告義務を有する統計調査のみを法適用の対象としてきたが、上記「1978年1月16日法」や政府が保有するデータへのアクセスを規定した「1978年7月17日法律第78-753号」の施行令などを根拠に、実際の統計行政面では、申告義務を課さない任意調査にも拡張された。

さらにフランス政府は、1992年1月から施行されたヨーロッパ共同体の理事会規則(1990年6月11日)に従い、国内で秘匿扱いとされている統計情報のヨーロッパ統計局(Eurostat)への開示義務を負っている。

## 5. ドイツ

ドイツにおける政府マイクロデータ利用の草分けとなったのは、1970年代初頭、マンハイム大学とフランクフルト大学の研究者がマイクロデータに基づく「社会・政治決定・指標システム」(SPES)構築プロジェクトであるといわれている〔UNECE(27) 141頁〕。1971年マイクロセンサスから作られたマイクロデータが学術研究用に提供されたのを契機に、その後、社会経済の構成要素である個人や世帯、階層について、マイクロデータに基づく多変量解析、パネル分析、縦断面(longitudinal)分析といった学術面での利用が広範な広がりを持って展開される。それらはドイツで現在、「マイクロ分析」として社会科学における一つの研究領域として確固とした地位を築いている〔浜砂(13) 8頁〕。マイクロ分析は、主に、社会的不平等と貧困、教育の機会均等の社会階層移動への影響や女性の社会参加といった公共性の高い社会福祉面での政策課題の選択ならびに政策評価面で多くの成果を生み出している。

ドイツにおけるマイクロデータ整備の制度的前提となる法制度面での対応は、おおむね次のような経緯をたどって展開されてきた。浜砂によれば、「ドイツ連邦統計法」で匿名性と匿名化された調査個票の概念が明記されるのは1980年改正法以降である。それ以前の統計法には、行政並びに科学研究目的での調査個票データの使用に関しては特に匿名性の規定は設けられていなか

った。

1970年代の欧米におけるプライバシー保護運動の高揚は、一方で個人情報の使用を前提とするマイクロ分析に対する脅威となり、他方で行政側もプライバシー保護措置の立法化をはかることになる。ドイツでも1976年に「連邦データ保護法」が制定され、調査個票提供の原則が明確化される〔浜砂(8)〕。

「1980年連邦統計法」では、個人情報の統計目的での譲渡、さらには統計目的外使用のための譲渡についても、譲渡できるデータの範囲、譲渡目的、譲渡対象者、使用者の守秘義務その他が規定された。さらに匿名性についても、「申告義務者ないしは当事者にもはや関係付けることができない申告個票は、連邦統計局と州統計局によって譲渡されることができる」(第11条第5項)と明記され、この法改正によって匿名マイクロデータが調査個票から制度的に区別された。これは、従来からある調査個票の目的外使用とは別に、匿名マイクロデータの提供に道を開くことになった〔浜砂(8) 9頁〕。しかしこの法改正の際に連邦議会は、秘密保護の観点から、その採択にあたって、匿名化された個体データが再識別される可能性について「疑問の余地がないほどに排除される必要がある」との付帯決議を行った。

以上のような結果、成立した「1980年連邦統計法」は、科学研究への申告個票の提供を「絶対的匿名性」が充足された場合に限定して認めることとなった。このような完全に匿名化されたマイクロデータは、いわゆる公的利用ファイルとして厳格な利用上の制約を課すことなく広範な層に対して提供できる。その反面で公的利用ファイルは、学術研究目的での利用には必ずしも適合的なマイクロデータの提供方式とはいえない。なぜならこの種のデータセットの場合、完璧な秘密保護を達成するために変数の限定、分類の大幅な統合、限定された(再)抽出率の小規模サンプル、さらにはノイズの付加といった様々な秘匿措置が加えられた結果、原データが持っていた情報が著しく損なわれることになるからである。

このため、絶対匿名化により作成された公的利用マイクロデータは、学術研究目的での利用要求を充足することができなかった。すなわちドイツにおけるマイクロデータの提供では、「絶対匿名性」の要件が、学術研究の資料として利用するに値するマイクロデータ提供の大きな制約となり、結果的に「1980年連邦統計法」第5項の規定は、学術利用のためのマイクロデータの提供という意味では、著しく実効性を欠くものとなった。

ドイツにおける本格的なマイクロデータ提供の画期となったのは、1983年国勢調査の違憲判決を受けて成立した「1987年連邦統計法」である。同法第16条1項は「秘密保護原則」について、「連邦統計のために提供された個人の境遇あるいは身体的状況に関する個別データは、特別法に別途規定がある場合を除き、在職者及び連邦統計の業務を委託された者であって公務に係る特別の宣誓を行った者によって開示されてはならない」と規定しており、その4で「回答者又は関係者を識別することのできない個別データ」についてその適用対象外とする旨が定められている。このような形でそれまで「1980年連邦統計法」が認めていた絶対匿名性要件を充足する個別データの提供の制度的枠組みは、「1987年連邦統計法」にも継承されている。

それと同時に「1987年連邦統計法」には、連邦統計局及び州統計部局が「科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し」、「その個別データの識別が、多大の時間、費用、そして労力によってのみ可能」であるという「事実上の匿名化」に基づき個別データを提供し得ることがはじめて条文の形で盛り込まれた(第16条(6))〔統計基準部(19) 36頁〕。

「事実上の匿名化」であってもデータが有する情報量は削減され、データの分析的利用可能性は減じられる。このためデータの提供元である連邦統計局あるいは州統計局等には、データの秘密保護遵守義務を遂行する一方で、データの利用可能性要件の充足のために匿名化による情報量の喪失を最小限に留める方法論の研究が求められた。

「事実上の匿名化」に基づくマイクロデータの提供という法整備を受けて、1988～91 年にかけて、マンハイム大学 Walter Muller 教授の指揮の下、「事実上の匿名化」の具体的方法論の策定に関する大規模な調査プロジェクトが、連邦統計局、州統計局、連邦及び州のデータ保護コミッショナー、マンハイム大学およびマンハイム社会調査方法論分析センター(ZUMA)の参加を得て組織された〔浜砂(13) 174-5 頁〕。

プロジェクトでは、地域分類の統合、変数の削減、ノイズの付加、トップコーディング、非直近データの提供といった様々な匿名化方策が検討された。その結論として、データのスワッピングあるいはデータへのノイズの付加については、極めて有効な匿名化策であるとしながらも、マイクロデータの情動的価値を著しく損なうことから適当でないとされた〔注10〕。

匿名化に加えてマイクロデータの提供に係るデータの秘密保護を補強する政策としてドイツでは、事実上の匿名マイクロデータの提供機関と利用者側とが結ぶ契約の安全対策面での一般原則として次の点が確認されている〔統計基準部(19) 208 頁〕。

- ・提供されたデータの使用をチェックする適切な技術的・組織的方策
- ・個体特定の試みに対する契約上の罰則
- ・指定された学術目的のみへの使用
- ・第三者へのデータ提供の禁止
- ・研究作業の終了時のデータの削除又は返却
- ・オリジナルデータからの抽出データ又は複写データは原データとみなすこと
- ・地域別の標本抽出計画についての照会を行わないこと

絶対匿名マイクロデータとして、1987 年までのマイクロセンサス、1992 年以降の住宅手当に関する統計、1991 年以降の道路交通事故統計、1993 年建物・住宅標本調査、1990 年所得構造調査、1978、88、93 年所得消費標本調査、企業老齢年金制度調査、死因統計、生活時間調査、賃金・所得調査、社会保障統計などが提供された〔統計基準部(19) 200-1 頁、UNECE(27) 145 頁〕。

一方、事実上の匿名マイクロデータとしては、1990 年代に、1989 年から 95 年までの隔年のマイクロセンサス(95 年以降は毎年)、1991、92 年病院調査、1995 年住宅・住居センサス、1990 年以降の家計調査、1991 年以降の道路交通事故統計、1994 から 96 年の欧州共同体世帯パネル調査などが学術利用のために提供されている〔統計基準部(19) 212 頁〕。その後マンハイム社会調査方法論分析センターの体制が整備されるにつれて、数多くの学術利用用のマイクロデータが提供されるようになった。

ドイツにおけるマイクロデータ提供制度に関する近年の新たな展開として、「研究データセンター」(RDC)の開設が挙げられる。これは、連邦教育科学省(BMBF)が研究用のデータインフラの整備を目的に設置した「科学と統計間の情報インフラ改善委員会」(KVI)の提言を受けて 2001 年 10 月 1 日にヴィースバーデンとベルリンに開設されたものである。翌 2002 年 4 月には各州の統計局に RDC が設置された〔UNECE(27) 141 頁〕。

RDC は、①公的利用ファイル(PUFs)、②研究利用ファイル(SUFs)、③デスクトップ客員研究員

(VRD)、④管理遠隔データ処理(CRDP)、⑤特別データ処理(SDP)といった多様な方式で種々のマイクロデータの提供ならびに利用アクセスの便宜を提供している。

このうちまず①の PUFs は絶対匿名マイクロデータとして作成されたもので、より強力な秘匿措置が施されていることから②の SUFs と比べても保有する情報は園丁されるが、利用者は一般に購入してそれを自由に解析処理することができる。

個体ベースの統計データの利用に関してドイツ統計局には以前から「1ドル職員」(“One-Dollar-Man”)という一種の「宣誓職員」制度があった。これは、「1ドル」という象徴的な任命費を利用者に課しその者と臨時職員としての雇用契約を締結することで統計データの局内(on-site)使用を許可するものである。1ドル職員はデータの利用便宜を享受できる一方で、他の正規局員と同様に守秘義務を負うことになる[UNECE(27) 146頁]。

この「1ドル職員」制度は次第に過去のものとなり、それに代わるデータへのアクセス方式として RDC で導入されたのが「デスクトップ客員研究員」(Visiting Researcher Desktop:VRD)である。これは「1ドル職員」と異なり、研究者は自らの職場から RDC のゲストユーザーとして SUFs にアクセスする。ただし VRD がアクセスを認められるマイクロデータは通常の SUFs よりもさらに匿名化レベルが低位のより元データに近いマイクロデータである点で③は②から区別される。VRD による利用者に対しては固有のパスワードで保護されたフォルダを RDC から割り当てられ、センター内で指定された期間だけ自らの研究用データを保管することが許される。VRD 方式によって提供されるマイクロデータは情報量が PUFs や他の SUFs よりも多く分析上の価値も大きい反面で個体が特定される危険性も大きいことから、利用者には集計表による出力結果だけしか提供されない[UNECE(27) 146頁]。

④管理遠隔データ処理(CRDP)と⑤特別データ処理(SDP)は、一種のオンデマンドデータ処理である。CRDP によって RDC 経由で政府統計データを使用する者は、匿名化されていない元データも含め、匿名化処理の程度が低レベルのマイクロデータにアクセスすることができる。ただし、利用者はデータに直接触れることはできず、SAS、SPSS、あるいは STATA といったアプリケーションソフトのプログラム(syntax)を RDC に提出し、処理結果の提供を受けるだけである。⑤の SDP では利用者は使用データからさらに隔離されている。利用者は RDC を通じて統計局に研究関心事項のみを伝達し、処理プログラムの作成も含めたデータ処理を全面的に局側に依頼する[UNECE(27) 145頁]。

ところで、個人や世帯調査と異なり、企業等の経済単位を対象とするデータでは、個体が識別される可能性が大きい。イギリス、フランス、カナダでは統計機関内部 on-site での利用という方式で研究者は学術研究目的で経済マイクロデータを利用することができ、フィンランドでは公的利用ファイルとして提供されている[統計基準部(19) 179頁]。経済マイクロデータについてドイツでは、研究者が処理プログラムを統計機関に提出し、統計機関側で処理を行い、その結果について秘匿性の観点からの点検を経た上で申請の研究者に結果のみを提供するといういわばオーダーメイド処理方式での使用便宜の提供が現在検討されている[統計基準部(19) 180頁]。

## 6. オーストラリア

オーストラリアでは 1970 年代までは、印刷物による集計結果表の公表を原則とし、追加的な集

計要望については、いわゆるオーダーメイド方式による特別集計の提供という形での対応がなされてきた。大量情報の処理が可能なコンピュータの普及を受けた利用者の統計ニーズの高まりによる統計利用の多様化に既存の提供体制が対応しきれなくなったことから、オーストラリア統計局は、1983年に統計法(The Census and Statistics Act)を改正することで、マイクロデータ提供の法整備を図った。

それまでの「1973年統計法」では、報告者の秘密保護に関して「統計局長、局職員は…本法に基づいて提供された個票のいかなる内容、情報も漏らしてはならない」(第24条)と規定されていた。「1983年統計法」ではこの部分が、「統計局長又は統計局職員である者又は職員であった者は、規則(Determination)又は本法による場合を除き、提供されたいかなる情報も直接又は間接にいかなる者に対しても漏洩又は伝達してはならない」(第19条)と改められた。なおこれと関連して規則第7条は、統計局長による個別統計データ(individual statistical data)の開示条件について、提供できる情報の形態、提供者が提出する誓約書、さらには使用目的等を規定している。

まず、提供できる情報の形態については、氏名、住所等の識別情報が削除され、特定の人や組織が識別できないような形に限定されている。また、統計局長には、このような個別データを提供する際に、個人利用の場合には使用者本人、公的機関等による使用の場合にはその責任者による誓約書の取得が義務づけられている。さらに、データの使用目的は統計目的<sup>[注11]</sup>だけに限定され、データの第三者への提供も禁じられている。〔石田(12) 50-1頁〕。

個別情報のこのような秘密保護策を担保するために同条は、統計局長に対し、許可された利用に係る作業終了後の個別情報の返却命令権ならびに開示条件の遵守を確認するための立ち入り調査権限を付与している〔石田(7) 84頁〕。

法改正を受けてオーストラリアでは、統計局内に「マイクロデータ検討委員会」が設置された。この委員会は、申請のあったマイクロデータの提供が妥当であるかどうかを判定し、結果を統計局長に具申するという提供審査業務、さらにはファイルの標準化あるいは秘匿措置等に関する方法論研究業務を遂行する〔石田(7) 84頁、UNECE(27) 118頁〕。

オーストラリアでは、1980年代半ばにマイクロデータの提供は開始された。しかしそれが本格化するのには、そのための法体系が整備される1990年代以降である〔石田(7) 82頁〕。なお、石田の調査によれば、1985年以降の10年間にこの国では250近い数のマイクロデータセットが提供されているが、その中の約35%を連邦政府と大学からの利用申請が占めている〔石田(7) 87頁〕。

ここでオーストラリア統計局による統計の提供状況を概観しておこう。Dennis Trewinは2003年のヨーロッパ統計家会議に提出した招待論文の中で、統計局のデータ提供について、①集計表の公表、②データキューブ、③特別データサービス、④秘匿個体レコードファイル(CURFs)、⑤遠隔アクセスデータサイト(RADL)、⑥オーストラリア統計局データサイト、⑦共同研究、⑧施設内分析、の8つのチャンネル streamsがあると指摘している〔UNECE(27) 119頁〕。このうちの②は中間集計表でありわが国でいえば「結果原表」に相当するもので、また③はいわゆるオーダーメイド集計・処理である。オーストラリア統計局では、④～⑧提供チャンネルを通して匿名標本データとしてのマイクロデータの提供並びに識別情報の統計処理に係る便宜を提供している。

このうちまず、④のConfidentialised Unit Record Files (CURFs)は、学術研究並びにデータの二次分析用の中心的なデータ提供チャンネルとなっており、それに対する需要は大きい〔UNECE(27) 119頁〕。これは、識別できないような処理が施された個体データとして通常、CD-ROMの形で提供されるもので、通常マイクロデータに相当する。CURFsの作成にあたっては、

後述する「マイクロデータ検討委員会」が、いくつかの変数の削除、詳細な地理情報等の統合、特に識別されやすい個体の削除そして無作為誤差の付加といった一連の匿名化措置を施すことについての助言を行う。さらに秘密保護を補強する政策として、違反行為に対してはマイクロデータ提供サービスの便宜供与の対象外とするといった法的措置がとられる〔UNECE(27) 121 頁〕。なお、企業データは、CURFsとしては通常、提供されない。

次に⑤の遠隔アクセスデータサイト(Remote Access Data Laboratory: RADL)は、2003年4月に導入された比較的新しいマイクロデータの提供方式である〔UNECE(27) 121 頁〕。RADL を経由して提供されるマイクロデータは CURFsの一形態とされるが、このチャンネルで利用便宜が提供されるマイクロデータについては、他の外部データベースとのより強力なマッチング防止策が施されており、しかもデータそのものが統計局内部に置かれていることから、④の CURFsに比べてより詳細な情報を保有していることが大きな特徴である。RADL は、マッチングリスクが大きいため通常 CURFsとして提供することができない既公開データとリンクさせたデータの提供などに用いられている〔UNECE(27) 119, 121 頁〕。

使用許可を受けた利用者はオーストラリア統計局内に置かれている CURFsにインターネット経由でアクセスし、RADL が提供する指定のアプリケーションソフト(SAS、SPSS 等)により分析を行い、分析結果については大半が自動化された秘密保護チェックシステムによる点検を経て利用者に提供される。さらに研究成果の公表に当たっては、統計局が再度審査点検を行う。ただ、統計局にとって管理費用が大きいことが RADL の難点である。

⑥オーストラリア統計局データサイト(Site Data Laboratory: SDL)も現状では非識別個体データの提供形態で上記の RADL に酷似しているが、RADL が 30レコードに限りデータのダウンロードを認めているのに対し SDL では個体レコードのダウンロードは一切認められておらず、処理結果に対する点検も RADL よりさらに厳しい。縦断面(longitudinal)データ、特にデータが他省の業務情報に基づくデータの主な提供方式として SDL が使用されてきた〔UNECE(27) 123 頁〕。

⑦の共同研究は、利用者である研究者とオーストラリア統計局職員が文字通り共同研究の形でデータを処理するもので、オーストラリア統計局の公表データの作成の際にこの方式が用いられるが、研究者はこの成果の学術雑誌も含めその公表に関しては何らの制約もうけない〔UNECE(27) 123 頁〕。共同研究では研究者は個体データへのアクセスは認められておらず、データ処理は共同研究のパートナーである統計局職員が専ら行う。このために局内に約 30名のスタッフからなる分析部(Analysis Branch)が 1999年に設置され、学界との共同研究の統計局側の対応組織として機能している。

⑧施設内分析(In-house Analysis)は、利用者が統計局職員の資格としてデータを使用するので、統計局そのものの活動支援のための研究活動がその対象となる。そこでは有資格の利用者は識別個体データへのアクセスが認められるが、同時にその者に対しては統計局職員と同一の守秘義務規定が適用される。一般に統計局側で対応できない専門的知識に関わる統計処理の必要を同局が認めた場合に部外の研究者が職員資格として招かれ分析作業に従事するが、ここでの分析結果について研究者は、同局の承認を得てそれを公表することもできる。ただ、⑧の提供チャンネルは稀にしか使用されず、オーストラリア統計局のデータサービスは近年の傾向はより公的システムの方を志向している〔UNECE(27) 123-4 頁〕。

オーストラリアでは 1981年に学術目的のデータ・アーカイブとしてオーストラリア社会科学データアーカイブ(ASDDA)が設立され、データ提供サービスを提供している。この機関は、大学等の

研究・教育機関、調査会社、政府組織等が作成した各種調査結果を保有しているが、政府統計については1966年調査以降の人口センサスデータの学術目的でのマイクロデータの有料提供を行っている。

## 7. ニュージーランド

ニュージーランドでは、1975年にそれまでの「1955年統計法」が改正されたのを契機に個票データの提供が開始される。しかしその提供はあくまでも地方政府を含めた政府機関における利用を対象としたものであった〔石田(7) 89頁〕。すなわち、共管調査として実施された統計調査について個票を当該機関同士が相互に使用でき、また他の政府機関に対して、その機関の任務遂行に必要な研究ならびに統計目的のために提供が認められたにすぎない。

1980年代以降、高性能の計算機の普及は、政府統計マイクロデータに対する研究者のニーズを高めることになった。しかしニュージーランドでは、「統計法」に明確な規定がないことから、政府機関以外へのマイクロデータの提供は、今のところ提供を受ける者による秘密保持の宣誓という条件の下に申請案件に対してケースバイケースで認められているに過ぎない〔石田(7) 92頁〕。なお、実際のマイクロデータの利用方法は、統計局内部での利用(on-site)と局外への提供による利用(off-site)とがあるが、後者は秘密漏洩の危険性が高いことから、利用者は基本的に政府機関に限られる〔石田(7) 92頁〕。

## 8. オランダ

オランダでは、「中央統計局及び統計委員会の設立に関する法律」の第11条が、同局が職務の遂行に関連して徴集したデータは統計目的のためだけに使用できる旨を規定している。また第13条は、個体識別されないための秘密保護措置がとられている場合に限り、大学その他の研究機関、中央計画庁、EUROSTAT及び中央統計委員会が承認した組織等に提供できることを規定している〔山家(9) 11頁〕。

## 9. フィンランド

フィンランドにおけるマイクロデータの提供に関連する諸規定は、下記の通りである。

まず、「統計法」第17条第1項は、以下の第2、3項に規定される政府諸機関並びに企業等の登録データ以外の統計用に収集したデータについての秘密が保護される旨を規定している。続く第18条では、前条で秘密保護の対象とされたデータについて次のような開示原則を定めている。

(1)統計作成目的のために取得された秘密情報は、法の定めるところにより又はデータ主体の同意を得てこれを第三者に開示することができる。ただし、かかるデータは、行政上の意思決定又はそれに類する目的に使用するためにこれを開示してはならない。

(2)統計作成機関が統計作成目的のために収集したデータは、科学研究又は社会情勢及びその進展に関す

る統計調査に使用するために開示することができる。ただし、個人データファイル法に定める個人データ及び他の統計単位の個体識別データを除く。

(3)本条第2項の定めにかかわらず、フィンランド統計局は、科学研究又は統計調査に使用するために、個人の年齢、性別、学歴及び職歴に関するデータを開示することができる。ただし、データの受領者が「個人データファイル法」に基づいてかかるデータの受領を許可されている場合に限る。

(4)データの開示は、データ主体にいかなる損害も弊害も与えてはならない。関係行政機関はデータの開示に当たって、データの保護に必要な命令を発するものとする。〔統計基準部(19) 257 頁〕

さらに同法は、その第 22 条において、データ使用に関する秘密保護義務として、次の3点を規定している。

(1)本法第 17 条の秘密保護規定の適用を受けるデータは、第三者に提供してはならず、また私的な利益を得るために使用してはならない。

(2)本条第1項の規定は、データの安全を損なうおそれがある場合には、統計の作成に関連するデータ処理プログラム及び処理方法(instructions)にも適用するものとする。

(3)秘密保持の義務は、公表前の提供あるいは使用が財務省令によって禁止されている未公開統計データにも適用するものとする。〔統計基準部(19) 258 頁〕

フィンランドではこの他にも、「個人データ法」第 15 条が、統計の作成、利用に係る個人データの処理に関して次のように規定している。

(1)個人データを使用しなくては統計が作成できない場合又は基礎データの必要が充たされない場合

(2)統計の作成が管理者の従事している業務である場合

(3)ファイルが専ら統計目的に使用されるとともに、これによって特定の個人の身分が確定できるような方法では開示されることのない場合(データが公式統計として開示される場合を除く)〔統計基準部(17) 284 頁〕

フィンランドでは、個人マイクロデータだけが提供の対象となっており、企業等の経済データについては、ランダムノイズを付加するなどの秘密保護処理を行って提供されるケースもある〔UNECE(27) 91 頁〕。

政府統計が基本的にレジスターベースで作成されているフィンランドでは、政府機関及び地方自治体の業務に関するデータや企業、法人、自営に関する登録データは公開となっている。しかし、それ以外の個別データについては非公開扱いである。これら非公開データのうち識別子を削除した個人データについては、統計局外部の研究者に対して研究目的に提供されるものもあるが、企業データについては局外の利用者に提供されるケースは稀である。それが提供される場合にも、大企業を除外した上で変数値に偶然誤差を加えて提供される〔統計基準部(17) 70 頁、UNECE(27) 111 頁〕。また、マイクロデータの海外への提供に際しては国内での統計局外部への提供と同様の提供方式が適用される。しかし前者については統計局長による使用許可が必要とされる。なお局長による許可については、それに先立ってデータ保護局(Data Protection Board)の承認を必要とする。データ保護局への使用申請に当たって利用申請者は、国外でいかなる方法でデータの秘密保護をはかるかについての文書による説明が求められる〔UNECE(27) 113 頁〕。

## 10. ノルウェー

ノルウェーでは、1989 年に新統計法(Act relating to official statistics and Statistics Norway -

the Statistics Act)が施行された。中央統計局が統計作成のために収集した情報の使用に関して、新法は旧法に対して次のような特徴を持つとされる。すなわち、同局が統計作成を目的として収集した一般的でしかも機密性の低い情報については、データ監査局の許可を得て他の目的に使用することができる。ただしその使用許可は限定された範囲で認められるものであり、それは中央統計局に対するデータ提供者の信頼を損なわない方法で使用されねばならず、守秘義務ならびにデータの使用目的に関しては厳格な諸規定が適用される〔統計基準部(20) 35 頁〕。

このようなデータ提供に関して新統計法では、その第2条第6項が「情報の公開」として、提供にあたっての条件を次のように規定している。

「定められた情報提供義務に基づいて徴収された、又は自発的に提供された情報は、いかなる場合においても、データ提供者その他識別しうる個人を特定することができ、その結果、関係者に害を及ぼすような形態において、又はデータ提供者若しくは個人が第5条1項(3)(1991年法律第66号により廃止)記載の受託者若しくは公的機関である場合は識別しうる個人に不当な害を及ぼすような形態においては、公開されないものとする。」

ノルウェー中央統計局では、データ監査局との協議の上、個人ならびに企業に関する情報を特別な調査プロジェクトに対して提供してきた。しかし利用者は様々な分野にまたがる多様な利用ニーズを持っていることから、中央統計局サイドでは、個々の課単位での取り扱いの能力を超えるデータの提供については、利用請求に対して十分な対応ができなかった〔統計基準部(20) 81 頁〕。なお、取り扱いに慎重を要する個人データを研究目的で処理するには、データ保護庁(Data Protection Agency)の承認が必要とされる〔UNECE(27) 109 頁〕。

同国では「ノルウェー社会科学データサービス」(NSD)がこれまで20年以上にわたり中央統計局との協力関係に基づき、同局からの提供を受けた統計のデータ・ベースを構築し、研究目的でのデータ提供を行ってきた。1999年に統計の提供に係る協力協定が拡充され、匿名化された個人データ(マイクロデータ)についても提供対象に含まれるようになった。これに伴い、NSDはマイクロデータ提供の窓口機関としての役割も持つことになった。

マイクロデータの利用希望者は、調査プロジェクトという形でNSDと契約を結び、NSDを通じて中央統計局に対してマイクロデータの利用申請を提出する。プロジェクトが完了しマイクロデータの使用が終了した時点でNSDは提供したデータを回収する。

このような新たなデータ・サービス・システムを構築することで、ノルウェーでは、学術研究目的でのマイクロデータについて、より安全でしかも効率的な提供が可能になったといわれている〔統計基準部(20) 81 頁〕。なお、ノルウェー統計局では、匿名マイクロデータに限定して、海外の研究者にデータを提供している。

マイクロデータの海外への提供についてノルウェー統計局では、匿名マイクロデータのみを海外の研究者に提供しているが、その場合利用者には、データ提供に当たっての所定の条件の充足が求められる〔UNECE(27) 112 頁〕。

## 11. スウェーデン

スウェーデンでは、特に高度に専門的な学術研究に限定して、個体識別子を除去して個人や企業等を特定できないようにしたマイクロデータの利用システムが、「個人データ法」に従って制度化されている。

同法には、個人データの処理に関連して、個人の尊厳の侵害を防止する諸規定が定められている。情報の収集目的と相容れないいかなる目的のためにも個人データは処理されてはならない。しかし、歴史的、統計的並びに学術的目的への個人データの処理については、情報の徴集目的と相容れないとはみなされない。なお、取り扱いに慎重を要する個人データの研究並びに統計目的への使用に関しては、別途規定が定められており〔統計基準部(19) 352 頁〕、データ保護庁(National Data Protection Agency)の承認が必要である。なお、研究委員会(Research Committee)がデータの処理を承認した利用申請については同庁による承認は不要である〔UNECE(27) 109 頁〕。

スウェーデン統計局では、マイクロデータセットを統合して新たなデータを作成している。特に、学歴、所得、雇用に関する個人・世帯の縦断的(longitudinal)な匿名マイクロデータ“Louise”は、1990年から作成され、毎年更新されている〔UNECE(27) 22 頁〕。

スウェーデンにおけるマイクロデータの提供状況としては、2002年に約200のデータセットが国内の研究者および統計局外の正当な利用者に対して提供された〔UNECE(27) 25 頁〕。なお、マイクロデータへの海外への提供は制限されており、研究の目的が同国の利害に合致する場合に限り海外の政府機関に対して提供されることはあるものの、個人的研究に提供されることはない〔UNECE(27) 91、112 頁〕。

## 12. デンマーク

デンマークでは、The Act on Processing of Personal Data (Act No.429 of 31 May 2000)によって個人データの保護がはかられている。取り扱いに慎重を要する個人データの科学研究目的での処理に際しては、データ保護庁(Data Protection Agency)の承認が必要である〔UNECE(27) 109 頁〕。

デンマーク統計局では1986年に、局内に専用のワークステーションを設置し、局内でのアクセス方式“on-site research scheme”により科学研究目的でのマイクロデータの使用への道を開いた。2001年には、研究者のマイクロデータへのアクセスの便宜改善並びにデータ使用コストの引き下げのために、統計局内に研究サービス課(Research Service Unit: RSU)を開設するとともに、使用を許可された研究者等が職場からインターネット経由でマイクロデータにアクセスすることができるシステム(“external electronic access”)の導入に踏み切った〔UNECE(27) 132 頁〕。その結果、デンマークでは現在マイクロデータの提供に関して、「局内アクセス」と「遠隔アクセス」という二つの方式が並存している。

マイクロデータは個体ベースのデータから氏名、ID番号、住所等の識別情報を除去するとともに必要に応じて追加的な秘匿措置を施す方法で統計局内で作成され、既存の集計作業用ファイルとは独立に、研究者への提供目的で設置された専用のUNIXサーバーと接続されたディレクトリーに保管される。審査の結果アクセスが許可された利用者は、暗号インターネット通信(encrypted internet communication)によって局内の特定のコンピュータへ遠隔アクセスし、申請したデータセットを自由に処理し、分析目的での新たなデータセットを作ることもできる。しかし、データ処理そのものは局内のコンピュータで行われ、データセットそのものを局外に転送することはできない仕組みになっている。また、利用者による処理結果は局内のサーバーのフォルダに保存され、RSU

での出力結果についての点検を経て、分析者に提供される。なお、点検の結果、過度に詳細な出力のために秘密保護上問題が発生しうるおそれがある場合には、RSUは分析者に対して結果の表示形式についての改善要請を行うことになっている〔UNECE(27) 132-3 頁〕。

2003年4月2日、デンマーク統計局理事会は、マイクロデータへのアクセスのルールを次のように制定している〔UNECE(27) 138 頁〕。それによれば、

(1)統計局長が与えるマイクロデータの使用許可は、主任研究員ならびに複数の研究員を有する常設の研究機関に対してだけ与えられる。研究員をマイクロデータ使用の有資格者として認定するに際して統計局では、申請者がデータの使用便宜の被提供者として適切であるかどうかを具体的に評価する。特に NGO や企業に所属する者からの申請の場合、職員の学歴や公的部門からの分析依頼の内容について審査が行われる。

(2)マイクロデータの使用便宜の被提供者となるのは、次のカテゴリーに属する者とされる。

①デンマーク統計局と科学技術革新省との枠組み合意により使用者と認定される者(政府助成の研究プロジェクトに従事する者、公的研究機関のスタッフ(大学、政府研究機関、省庁)、デンマークの非営利財団に雇用される研究者)

②民間部門の研究員については、以下の常設研究機関が資格付与の対象となりうる。

(a)NGO、(b)コンサルティング業者(業者が公的機関のための調査研究を行う場合、あるいは有資格 NGO の場合には、データをその保護に関して適性に取り扱うとの書面による保障することで、局長は使用許可を与えることができる)、(c)民間企業からの利用申請も許可される場合があるが、(b)、(c)については、企業マイクロデータへのアクセスは許可されない。

③マイクロデータへの「遠隔アクセス」による使用許可機関と認定されている機関に所属する者で一時的に海外で研究活動に従事しているデンマーク人研究者は、海外の研究拠点からマイクロデータにアクセスすることができる。なお、海外の研究機関に在籍する研究者については例外的にマイクロデータへのアクセスが認められるケースもあるが、その場合には「局内アクセス」方式によって使用便宜が供与されるだけで、「遠隔アクセス」による使用は認められない。また、デンマーク国内の「遠隔アクセス」有資格機関に勤務する外国籍の研究者は、当該機関が全面的に責任を負う限りにおいて、その者の滞在期間について「遠隔アクセス」によりマイクロデータの使用便宜の提供を受けることができる〔UNECE(27) 139 頁〕。

(3)「遠隔アクセス」方式によってアクセスできるマイクロデータについては、全サンプルデータ使用についての妥当な理由が無い限り、秘密保護の観点から一般には標本データである〔UNECE(27) 139 頁〕。企業データについては、アクセス可能なデータセットは、調査実施から1年以上経過したデータに限られる。また、複数の業務資料を接合するなどして作成されたデータの中には統計としての品質の点で十分でないものもある。この種のデータについては、使用アクセスの対象から除外される〔UNECE(27) 139 頁〕。

2002年12月にデンマーク統計局理事会は、「局内アクセス」と「遠隔アクセス」とをデータの秘密保護に関して同等に取り扱うことを決定した〔UNECE(27) 133 頁〕。このことは、将来的に「局内アクセス」方式によるマイクロデータの提供が「遠隔アクセス」へと吸収統合されることを意味する。

### 13. 韓国

韓国では、「統計法」(1962年1月法律第980号、1999年1月最終改正)第13条第2項が秘

密保護規定の一環として、「統計作成のために収集された個人、法人又は団体に属する秘匿を要する基本資料は、これを統計作成以外のいかなる目的にも使用してはならない」と規定している。しかし同時に他方で、「統計機関の長は、本法第 13 条の規定に反しない限りにおいて、大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする」という第 16 条の規定を根拠に、近年、マイクロデータの提供も行われている。

韓国統計庁が実施したセンサスや標本調査の個別情報は、個人や事業所の秘密が厳格に保護される限りでそれを必要とする利用者に提供され、利用者の求めに応じたオーダーメイド集計サービスも行われている。特にマイクロデータの提供と関連して注目される点は、2000 年 5 月から、人口・住宅センサスの 2%ファイルがいわゆる公共利用ファイルとして一般に CD-ROM 提供されるようになった点である。なお、この他にも韓国では、統計庁が作成した個別データに利用者自らが庁内でアクセスしデータ処理ができる”on-site access” system もすでに稼働している。

## むすび

本稿では世界の主要先進国について、政府統計マイクロデータの提供に係る統計法規の整備並びにマイクロデータ提供の現状について概観してきた。その結果、1970 年代以降ほとんどの国で統計法等の統計基本法規あるいはそれを根拠に制定された規則や政令等によって、識別できない形態での個体情報の提供を可能とする法整備が行われていることが明らかになった。

ハード、ソフト両面での情報処理技術の発展が大量データの解析処理能力を一般の利用者にも付与する中で、学術研究利用者を中心に、調査によって得られた個体ベースのデータを利用者が直接使用し、独自の研究目的に応じて処理、分析を行うという新たなタイプの統計利用が急速な広がりを見せる。

このような新たな統計ニーズに対応するため、1970 年代以降、先進各国は相次いで統計法規を改定し、様々な形で非集計データの提供体制を整備してきた。このような取り組みの結果、諸外国ではマイクロデータが、従来からの集計表形式での統計提供に加えて、統計の提供形態としての市民権を獲得し、その提供組織である各国のデータ・アーカイブに大量のマイクロデータが蓄積されてきた。

このような各国のアーカイブでのマイクロデータの蓄積と並行して、アーカイブ間の国際的連携の動きが 1970 年代後半に開始される。それを先導したヨーロッパでは、1976 年に社会科学研究および教育へのデータ利用の推進を目的に「欧州社会科学データ・アーカイブ協議会 Council of European Social Science Data Archive: CESSDA」が結成された。現在、CESSDA には 21 カ国のアーカイブが参加しており、ヨーロッパ以外の地域のアーカイブも、データ提供面で相互に連携を強化している。マイクロデータは単に国内の研究者による学術利用に留まらず、国境を越えて流通するケースがますます一般化してきており、各国の政府統計機関が統計目的で収集した統計原情報がマイクロデータとして、当該国以外の研究者等によって、国際比較研究その他に広く活用されている。

終戦わが国で「統計法」が制定された当時、調査結果の提供は集計表ベースで印刷物の形で行われるのが一般的であった。このような提供形式は、当時の情報処理技術レベルを考えれば、それなりに合理的なものであった。その中で追加的な集計ニーズあるいは分析的利用ニーズにつ

いては、秘密保護並びに利用目的の公益性という条件に従って、第15条2項のいわゆる目的外使用制度の運用によって一応、制度的対応が図られてきた。

この目的外使用制度については、公益性の範囲、審査に要する期間の長さ、使用許可に係る官民間の処遇の差などその運用に係る様々な問題点が指摘されている。特に公益性に関しては、統計審議会の答申も、「何が公益への積極的な貢献かについては、公益性の概念が時代の経過や環境変化、技術進歩等に対応しながら推移するものであり、その時々々の社会通念の上に立って解釈すべきである」〔統計基準部(3) 73頁〕として、統計利用促進の観点から、その弾力的運用を求めている。

2003年夏に開催されたヨーロッパ統計家会議に提出されたオーストラリアのカントリーレポートの結語の中で報告者であるオーストラリア統計局のDennis Trewinはマイクロデータの提供に関わる中心的原則 core principles として、次の6点を指摘している〔UNECE(27) 129頁〕。

- ①官庁統計マイクロデータについては、誤用の防止を条件として、研究および二次分析支援に使用するのが適当であること
- ②研究ならびに統計目的以外へのマイクロデータの外部者による使用は支持できないこと
- ③公衆の信頼確保のためにマイクロデータ使用に関わる法的その他の措置が必要であること
- ④マイクロデータが適正に使用されるという公衆の信頼を確保するために、その使用は透明で公的に利用可能でなければならないこと
- ⑤外部研究者が新たな成果の導出に貢献できない場合には国家統計機関の職に就いてはならないこと
- ⑥マイクロデータへのアクセスに関わる制度は、国のプライバシー当局と連携すべきこと

マイクロデータの秘密保護ならびにその使用に関してこのような基本原則を確認しつつヨーロッパ統計家会議では、研究支援を各国統計局のデータ提供活動の重要な役割とするとの認識で一致した。また興味あることとして、この会議では旧東欧・ソ連のいわゆる移行経済諸国からもカントリーレポートが提出され、マイクロデータ政策に関して西欧諸国との間で際立った落差を見せている。このことは、これらの諸国に西欧諸国の現状を示すことを通じて、マイクロデータの提供・学術利用面での途上国である移行経済各国に対して、その政策転換を促すねらいを持つものであるといえる。

本稿で紹介したような欧米を中心とした諸外国さらにはUNECE、Eurostatさらにはヨーロッパ統計家会議などでのこの間の取り組みの現状ならびにその動向も示しているように、わが国でもマイクロデータの本格的な提供システムの構築に向けての法整備が喫緊の課題として要請されているように思われる。

〔注1〕総務省統計局統計基準部では、2001年6月に19カ国に質問票を送付し、同年7月から翌2002年1月にかけて合計10カ国から回答を得た。その結果は、報告書〔統計基準部(17)～(20)〕にまとめられている。

〔注2〕この間に、The National Center for Health Statistics, The National Agricultural Statistics Service, The National Center for Education Statistics において、秘密保護法規が整備された〔(26) 317頁〕。

〔注3〕行政管理予算局が調査を行った連邦政府機関における秘密保護等に関する規定の設置状況の内訳は、以下のとおりである〔(26) 316頁〕。

(a) 秘密保護の対象となる統計情報の共有化を求める規定を設けている機関…Energy Information Administration

(b) 統計情報の秘密保護に関して何らの規定も有しない機関…The Environmental Protection Agency, The Economic Research Service

(c) 統計情報の秘密保護に関して部分的な規定を有する機関…The U.S. Bureau of Labor Statistics, The U.S. Bureau of Transportation Statistics, The National Center for Education Statistics, The Social Security Administration

(d) 統計情報の秘密保護に関して広範な規定を有する機関…The U.S. Bureau of Economic Analysis, The U.S. Bureau of Justice Statistics, The U.S. Census Bureau, The Statistics of Income Division at the U.S. Internal Revenue Service(IRS), The National Agricultural Statistics Service, The National Center for Health Statistics, The National Science Foundation

[注 4] 現在、CRS の対象となっているセンサスデータ提供施設は次の5つである〔伊藤(22) 33頁〕。① Census Dissemination Unit from MIMAS(University of Manchester)、② Census Geography Data Unit(UKBORDERS) from EDINA(University of Edinburgh)、③ Census Interaction Data Service (Universities of Leeds and St. Andrews)、④ Samples of Anonymised Records from the Cathie Marsh Centre for Census and Survey Research (University of Manchester)、⑤ CHCC Historical Censuses Collection from AHDS History (University of Essex)〔注5〕「2%個人 SAR」は110万人からなる標本で、センサスの全個人情報と一部の世帯情報が収録されており、世帯 SAR と同様、世帯と家族員とをリンクさせた分析ができる。なお個人 SAR では全国が278に区分されており、より詳細な地域分析ができる。

〔注6〕「1%世帯 SAR」は21.6万世帯(世帯員数約50万人)の標本で、グレートブリテン地域については世帯と家族員をリンクして分析できるようなファイルの設計が行われている。世帯 SAR については下記の個人 SAR に比べて個体識別の危険性がより高いため、採用されている地域区分も全国12区分と大幅に統合されている。

〔注7〕イングランド及びウェールズについての利用申請は Microdata Release Panel、スコットランドについてはスコットランド登録局(The General Register Office for Scotland: GROS)、また北アイルランドに関わる申請は北アイルランド統計・調査局(The Northern Ireland Statistics and Research Agency: NISRA)がその審議を行う。

〔注8〕イギリスでは、マイクロデータの提供窓口機関については、定期的に見直され、提供するサービスの内容などにに基づき、入札により決定されることになっている。

〔注9〕学術目的での LS データの使用を希望する研究者及び学生の使用に関わる手続きは大要以下のとおりである。

① CeLSIUS の担当者に研究課題、研究の期間を相談し、LS データが当該研究課題にふさわしいかどうかを判断する。

② 研究計画書(A)に必要事項を記入し、秘密保護誓約書に署名し提出する。

③ 提供されるメタデータによって表章データの集計事項あるいは分析変数を決める。

④ CeLSIUS の担当者の指示に従い、別途申請書類(B)を作成し、国家統計局の LS データ研究部(ONS LS Research Board: LSRB)に提出し、承認をもらう。

⑤ CeLSIUS の職員が申請書の研究計画に従ってデータ解析を行う。例外的に利用申請者が局内で個票データを用いてモデル分析することが認められる場合もあるが、その際には別途承認が必要である。

⑥研究成果の発表の際には、CeLSIUSとONSに対する謝辞を記した但し書きを明記しなければならない。

⑦研究結果の公表に先立ち、論文等をCeLSIUSに提出しなければならない。

⑧成果刊行報告書を提出する。〔伊藤(22) 40頁参照〕

〔注10〕ドイツで第一次ファイルと呼ばれる学術利用仕様の事実上の匿名マイクロデータについては、例えばマイクロセンサスの場合、

- ・居住者50万人未満の地域を特定することができないこと。
- ・複数の地域共同体からなる地域については40万人未満であってはならない。
- ・全国で5万人に満たない国籍については統合表示
- ・全国で各変数の件数が5,000以上からなるように統合すること。

という「事実上の匿名化」の基準が設定されている。

ZUMAの匿名化プロジェクトによる研究成果は、*Textbook for the building of factual anonymised data regarding the Microcensus*, *Textbook for the building of factual anonymised data regarding the sample survey of income and expenditure*として公刊されている。

〔注11〕Australian Bureau of Statistics Act 1975 第6条(5)は「統計目的」について、「統計の収集、編集、分析及び公表に関連する目的を含む」と規定している。

#### 〔参考文献〕

- (1)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その18 1994年9月
- (2)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その19 1995年3月
- (3)総務庁統計局統計基準部監修『統計行政の新中・長期構想』全国統計協会連合会 1995年
- (4)菅宜紀「諸外国における標本データの提供状況」『統計情報』1996年5月
- (5)「ドイツにおけるマイクロ統計データの匿名化の条件と開示状況」『A02 マイクロデータ利用の社会制度上の問題』資料No.4、1997年
- (6)「英国統計制度関係資料」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.50、1997年3月
- (7)石田 晃「オーストラリア、ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状」敬愛大学『経済文化研究所紀要』第3号 1998年
- (8)浜砂敬郎「ドイツ連邦統計局によるマイクロデータの提供」『統計』日本統計協会、1998年8月号
- (9)山家善行「諸外国における標本データの提供状況(1)」『統計情報』1998年12月
- (10)甲賀智子・小松聖「諸外国における標本データの提供状況(2)」『統計情報』1999年1月
- (11)石田 晃「アメリカ、カナダにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25)1999年 所収
- (12)石田 晃「オーストラリア、ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25)1999年 所収
- (13)浜砂敬郎「ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25)1999年 所収
- (14)森 博美「イギリスにおけるセンサスマイクロデータの提供」『マイクロ統計データの現状と展望』(法

政大学日本統計研究所『研究所報』No.25)1999年 所収

(15)松田芳郎『マイクロ統計データの描く社会経済像』日本評論社 1999年

(16)松田芳郎・美添泰人・伴金美編『マイクロ統計の集計解析と技法』(講座マイクロ統計分析2)日本評論社 2000年

(17)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第1分冊、2002年8月

(18)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第2分冊、2002年8月

(19)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第3分冊、2002年8月

(20)総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第4分冊、2002年8月

(21)各府省統計主管部局長等会議編『統計行政の新たな展開方向』全国統計協会連合会 2003年

(22)伊藤伸介「イギリスにおけるマイクロ統計データの提供とデータアーカイブの現状」(財)統計研究会『統計データアーカイブに関する調査研究』2005年3月

(23)Cox, Lawrence H., The Practice of the Bureau of the Census with the Disclosure of Anonymized Microdata. In *Nützung von anomysierten Einzelangaben aus Daten der amtlichen Statistik: Bedingungen und Möglichkeiten*, Germany (West). Statistisches Bundesamt, W. Kohlhammer, 1987 (邦訳)「匿名マイクロデータの開示に関するセンサス局の実務」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.54

(24)Citteur,C.A.W.,Willenborg,L.C.R.J.,Public Use Microdata Files: Current Practices at national Statistical Bureaus, *Journal of Official Statistics*, Vol.9,No.4,1993

(25)Sabine Köhler, Anonymised Microdata in Federal Statistics, *Federal Statistics Office Publication Series* Vol.31, 1999(文献(17)所収)

(26)Wallman, Katherine K., “Privacy and Confidentiality – A New Era”, *Journal of Official Statistics*, Vol.19, No.4, 2003

(27)UNECE and Statistics Sweden, *Statistical Confidentiality and Access to Microdata*,-Proceedings of the Seminar Session of the 2003 Conference of European Statisticians.

〔資料1〕 ミクロデータ関連資料(その1)

	ミクロデータ関連法規等	ミクロデータの提供状況	備考
<p>アメリカ合衆国</p>	<p>センサス法にはミクロデータの提供を明示的に認める条文なし。                  センサス法第9条「この法律の規定に基づいて提供された情報を統計目的以外に使用すること、そのデータを提供した特定の事業所又は個人が識別されるような形で公表すること、あるいは商務省、局あるいは機関によって認定された職員以外の人が個々の報告を研究することを許可してはならない」。                  個別データの提供の法的根拠:センサス局の活動を規定した合衆国法典第 13 編第8条(データ提供の根拠と条件)                  (b)連邦政府の省庁、機関及び事業所、コロンビア特別区行政府、本編中の第 191 条(a)にいう任意の領地あるいは地域行政府(その下位機関を含む)、州あるいは地方機関その他の公的機関及び民間人と諸機関に対して、長官は、報告者もしくはその代理人から報告される情報を開示しない集計表その他の統計資料の写しを提供すること及び特別な統計的編集や調査を行うことができる。                  (c)本条の下に提供される情報はいかなる場合にも、権利侵害に対する訴追の場合を除き、報告者ないしその情報の関係者に不利益を与える形で提供されてはならない。                  第9条(商務長官及び商務省職員の禁止条項)                  (1)情報が収集される統計目的以外のいずれの目的にも本編の適用を受ける情報を提供すること。                  (2)識別可能な形で特定の事業所あるいは個人に関する情報を提供すること。                  (3)商務省あるいはその部局及び諸機関の宣誓職員と雇用者以外の者に個人に関する記録を調査させること。                  CIPSEA: 統計目的で徴収された情報に関する包括的の秘密保護を規定: 統計データの開示制限を規定。                  第 512 条(b)                  (1) 専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴収されたデータおよび情報は、回答者による事前承認がある場合を除き、当該機関によって専ら統計目的以外のどのような使用のためにも識別可能な形態で開示されてはならない。                  (2)前項(1)に従う開示は、その機関の長が開示を承認し、その開示が他のいかなる法律によっても禁止されていない場合にのみ許可される。                  (3) 本条の規定は、専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴収されたデータおよび情報に適用される秘密保護を制限あるいは緩和するものではない。                  実務上はセンサス毎に調査結果の公表規定があり、それによりミクロデータを作成、提供。</p>	<p>1963 年に 1960 年人口住宅センサスの詳細調査票(long form)の 0.1%の抽出ミクロデータの提供開始。                  1970 年、1980 年人口住宅センサスでは抽出率を 1%に引き上げ。                  この他にもセンサス局では、1968 年まで遡及した経常人口調査(CPS)の公開ミクロデータが作成、提供。                  これら以外にも、American Community Surveyをはじめセンサス局は、所管するほとんどの世帯調査について公開ミクロデータ Public-Use Microdata Samples(PUMS)を作成、提供。</p>	<p>9.11 事件後に制定された「アメリカ合衆国愛国法」(U.S.A. Patriot Act)は、統計目的での情報徴収に関してそれまで回答者に対して与えていた秘密保護の誓約を覆しうるもの。同法の執行機関は、例えば、the National Center for Education Statisticsが同組織の統計情報徴収に関わる秘密保護規定に従って徴収した個人識別情報にアクセスできる権限を付与。                  個人識別情報の他行政機関への提供は、統計調査の実施機関と回答者との間の信頼関係を損ない、統計の品質を低下させる。このため、「母国安全保障情報共有化法」(the Homeland Security Information Sharing Act)の法案審議に際して、秘密保護を宣誓することにより専ら統計作成目的のために徴収した個人が識別可能な情報を母国安全保障情報には含めないことを議会で承認。                  個人、企業、その他から統計目的で徴収された全ての識別可能な情報について、統一的にその秘密保護をはかる法律として、「1999 年統計効率化法」(the Statistical Efficiency Act of 1999)と 2001 年に提案された「秘密情報保護法」(the Confidential Information Protection Act)を統合した法律「秘密情報保護および統計効率化法」(the Confidential Information Protection and Statistical Efficiency Act of 2002: CIPSEA)を提案。                  (「2002 年e政府法」(e-Government Act of 2002, Public Law 107-347)第 V 編として 2002 年 12 月 17 日大統領署名)。                  CIPSEA は、①法律の名称、同法に關係する諸定義、法の実施機関ならびに他の法律との關係などを規定(第 501～504 条)、②秘密保護を規定したサブタイトル A(第 511～513 条)、③統計情報の政府統計機関の間での共有による統計の効率化策を規定したサブタイトル B(第 521～526 条)、から構成。                  秘密保護の誓約のもとに統計作成機関に対して提供された情報の保護における国民の信頼の低下が、統計分析の正確性ならびに完全性を損なう(第 511 条(a)(4))ことから、その保護を担保することが統計作成における国民の協力を得る上で不可欠(第 511 条(a)(5))との認識に立ち、(第 511 条(b))に法の目的を規定。                  (1)秘密保護の誓約の下に統計目的で個人あるいは組織によって、ある機関(合衆国法典第 31 編第 102 条に規定された執行機関、もしくは同じく第 44 編第 3052 条に規定された機関)に提供された情報が専ら統計目的にのみ使用されるのを担保すること。</p>

			(2)秘密保護の宣誓の下に統計目的で諸機関に情報の提供を行った個人あるいは組織が、その情報を識別可能な形態で、この編によって許可されている者以外に開示されることがないように、また統計目的以外のいかなる目的にもその情報が使用されることがないようにすること。 (3) 秘密保護の宣誓の下に統計目的で得られた個人が識別可能な情報に対してそれへのアクセスを制限あるいはその使用に制限を付加することによってその秘密保護措置を講じること。
カナダ	以前の統計法では、個票情報の取り扱いに関して「情報の提供者から事前の承諾を得ないで公表することを全面的に禁止」。 統計局は 1971 年に統計法を改訂し、マイクロデータ提供に対する法制度的な枠組みを整備。 法改正により、「秘匿」条項(第 17 条)は次のように変更。 (1)本法第 11 条又は第 12 条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従って本法に基づいてなされる告訴の場合を除き、 (2)本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であって、本法第6条に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。 (3)本法第6条に定める宣誓を行った者は、いかなる方法によっても、本法に基づいて取得した情報の提供により、個票から得られる属性情報が個々の個人、企業又は団体と関連づけることができるような仕方で提供し又は故意に提供させることをしてはならない。	アメリカでのマイクロデータの提供に触発され、1960 年代初頭、多方面からマイクロ・データ提供への要望。それを受けてカナダ統計局では、当初、局内に特別組織を設置し、オーダーメイド型のマイクロデータに基づく解析処理サービスを開始。しかし、サービス提供に時間がかかり、利用者がデータに対して対話形式で処理ができないことから弾力性に欠け、費用が高いといった一連の問題点が露見。 その後、個人識別情報の除去を点検の上マイクロデータを提供。 提供ファイル名および料金のリスト(基準部第(1 分冊)85-87 頁	
イギリス	これまで統計基本法規にあたるものはなく、個々の統計調査に関して議会が制定した個別調査法規によって必要事項を規定。 「1920 年センサス法」(The Census Act 1920)、「1938 年人口統計法」(The Population Statistics Act 1938)、「1947 年通商統計法」(The Statistics of Trade Act 1947)、「1979 年農業統計法」(The Agricultural Statistics Act 1979) が統計調査行政で特に重視。 個票データの提供にあたって統計機関側は、「1947 年通商統計法」第 9 条に依拠。「本法の...規定の下に収集したいいかなる個々の推算や個票それに個々の企業に関するいかなる情報も、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、...これを開示してはならない」と規定。 欧州連合(EU)への加盟による統計の EU 基準への調整のため、域内の統計作成に係る統一法規(「共同体統計に関する 1997 年 2 月 17 日付け理事会規則(EC)322/97」)を承認。 これによってイギリスも他の EU 加盟各国と同様に、匿名マイクロデータの EUROSTAT への提供義務を負う。 統計業務の EU 基準への調整は、法制度面にも及び、2002 年 10 月、国の統計業務遂行の基本原則を定めた国家統計行政施行規範(National Statistics Code of Practice)を施行。 個票データの使用は、後者の第 5 章(秘密の保護)の部分で取り上げられている。そこでは、「データの収集ないしその統計目的への使用に際して秘密が保護される」として、それを達成するための方策が次の 7 点を指摘。 (a)統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。 (b)国の統計のために提供されたデータは統計目的のためだけに使用される。 (c)国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。 (d)個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認	国家統計局では、同局が所管する調査から作成される個体データ(匿名化マイクロデータ及び識別(可能な)マイクロデータ)について、独自の提供システムが制度化。 このシステムは、中央省庁だけでなく、公的機関、研究者、地方自治体によるマイクロデータの利用を想定(民間企業は、このシステムによるデータの提供対象から除外)。利用申請が出された場合、上級審査委員会によって審議され、その結論が統計局長に報告。秘密が完全に保証されると国家統計局が判断した場合にのみ使用が許可。 <その際の秘密保護の基準> (1)政府統計のために提供されるデータは、統計目的のためにだけ使用されなければならない。 (2)マイクロデータの入手とそれのいかなる加工も、国家統計行政施行規範とデータアクセス並びに秘密保護プロトコルに照らして合法的でありかつそれらに適合的なものでなければならない。 (3)いかなる統計も個体を特定するようなものであってはならない。 (4)収集の際の約束並びに秘密の保護は絶対的に尊重されなければならない。 (5)個体が特定できるデータは物理的に安全に保管されなければならない。	

	<p>を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。</p> <p>(e) 個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。</p> <p>(f) 専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。</p> <p>(g) 報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる使途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。</p>	<p>(6) 提供されるマイクロデータは、研究の必要と目的の双方に対して適合的でなければならない。</p> <p>(7) 識別あるいは識別可能な統計資料へのアクセスは、国家統計行政施行規範並びにプロトコルに規定されているとおり、国家統計の目的および報告者に対してなされた約束と整合的な場合にのみ認められる。</p> <p>上記の要件を満たした利用申請として、2003年4月から同年11月までに合計41件が承認(うち28件がEUROSTATを含む政府機関、残り13件が大学等の学術機関。後者のうち7件はEssex大学のUK Data Archive、うちの6件は、二次分析のための公的利用ファイルの作成にかかわる申請)。</p>	
ドイツ	<p>「1980年連邦統計法」は、個人情報統計目的での譲渡、さらには統計目的外使用のための譲渡についても、譲渡できるデータの範囲、譲渡目的、譲渡対象者、使用者の守秘義務を規定。匿名性についても、「申告義務者ないしは当事者にもはや関係付けることができない申告個票は、連邦統計局と州統計局によって譲渡されることができる」(第11条第5項)と明記。これによって匿名化されたマイクロデータが調査個票と制度的に区別。これによって調査個票の目的外使用とは別途、匿名個別データの提供への道が開かれる。しかし改正時に、連邦議会から、匿名化された個人データが再識別される可能性について「疑問の余地がないほどに排除される必要がある」との付帯決議。</p> <p>その結果、「1980年連邦統計法」は、「科学研究への申告個票の譲渡を絶対的な匿名性の条件のもとでだけ許可したために、科学研究の利用要求を充足せず、データの科学的な能力をほとんど利用することができない」。「絶対匿名性」の要件の充足が、マイクロデータ提供の大きな制約。第5項の規定は現実には実効性を欠く。</p> <p>本格的なマイクロデータ提供の画期＝「1987年連邦統計法」</p> <p>「科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し」、「その個別データの識別が、多大の時間、費用、そして労力によってのみ可能」であるという「事実上の匿名化」に基づく個別データ提供方式が制度化(第16条(6))。ドイツでは、「事実上の匿名性」という新たな概念を導入することで、マイクロデータの本格的提供のための法整備。</p>	<p>1987年法改正を受けて、1988～91年に、マンハイム大学Walter Muller教授の指揮の下、「事実上の匿名化」の方法論の策定に関する大規模プロジェクトが、連邦統計局、州統計局、連邦及び州のデータ保護コミッショナー、マンハイム大学およびマンハイム調査分析センター(ZUMA)の参加の下に組織、実施された。</p> <p>&lt;絶対的匿名・事実上匿名ファイル&gt; 各ファイルのリストは『基準部』第1分冊92頁参照</p>	<p>1971年のマイクロセンサスのマイクロデータが学術研究に対して提供されたのを契機に、社会経済の構成要素である個人や世帯、階層に関する個別データを多変量解析、パネル分析、縦断面(ロンジチューディナル)分析が広範な広がりを持って展開。今日、マイクロ分析として社会科学における一つの研究領域として確固とした地位。</p> <p>&lt;マイクロ分析のための法制度面での対応&gt; 連邦統計法で匿名性と匿名化された調査個票の概念が明記されるのは1980年改正法以降。それ以前は、行政並びに科学研究目的での調査個票データの使用に関しては特に匿名性の規定は設けられていなかった。1970年代の欧米におけるプライバシー保護運動の高揚は、一方で個人情報の使用を前提とするマイクロ分析に対する脅威。他方で行政側もプライバシー保護措置の立法化。1976年に連邦データ保護法を制定、調査個票が提供される際の原則を明確化。</p>
オーストラリア	<p>「1973年統計法」では、報告者の秘密保護に関して「統計局長、局職員は...本法に基づいて提供された個票のいかなる内容、情報も漏らしてはならない」(第24条)と規定。</p> <p>統計局では、1983年に統計法(Census and Statistics Act)を改訂することで、マイクロデータが提供できる制度的枠組みの整備を図った。</p> <p>「1983年統計法」の改正で、「統計局長又は統計局職員である者又は職員であった者は、規則(Determination)又は本法による場合を除き、提供されたいかなる情報も直接又は間接にいかなる者に対しても漏洩又は伝達してはならない」(第19条)と変更。規則第7条は、統計局長による個別統計データ(Individual statistical data)の開示条件を開示される情報の形態、提供者が提出する誓約書、さらには使用目的等を規定。</p> <p>提供できる情報の形態: 氏名、住所等の識別情報が削除されていること、特定の人や組織が識別できないような形に限定。</p> <p>統計局長は、個別データを提供する際に、個人利用の場合には使用者本人、公的機関等による使用の場合にはその責任者による誓約書の取得が義務づけ。</p> <p>データの使用目的は統計目的のみに限定され、第三者への提供も禁止。</p> <p>個別情報のこのような秘密保護策を担保するために同条は、統計局長に対し、開示目的に関係し</p>	<p>1970年代までは、印刷物による集計結果表の公表が原則。追加的な集計要望は、オーダーメイド方式での対応。利用者の統計ニーズが高まり、統計利用の多様化に対応しきれない状態。このような法改正を受けてオーストラリアでは、統計局内に「マイクロデータ検討委員会」が設置された。この委員会は、申請のあったマイクロデータの提供が妥当であるかどうかを判定し、結果を統計局長に具申するという提供審査業務、ファイルの標準化あるいは秘匿措置等に関する方法論研究業務を遂行するもの。</p> <p>1980年代半ばにマイクロデータの提供は開始。“Determination”が下記の要件の充足を条件に、秘匿個体記録ファイル confidentialised unit record files(CURFs)の提供権限を統計局長に、個票に含まれる情報を開示についての書面での許可権限を</p>	

	<p>た作業終了後の個別情報の返却命令権ならびに開示条件の遵守を確認するための立ち入り調査権限を付与。</p>	<p>付与。          &lt;提供の要件&gt;          a.氏名、住所等の識別情報の除去          b.特定の個人又は組織が識別されない方法による開示          c.統計局長がこの規定の目的のために適切な措置をとっている場合          ミクロデータ提供は、そのための法体系が整備された 1990 年代以降に本格化(1985 年以降の 10 年間にこの国では 250 近い数のミクロデータセットが提供)。          統計局所管の多くの世帯調査についてミクロデータが提供</p>	
<p>ニュージーランド</p>	<p>1975 年にそれまでの「1955 年統計法」の改正により個票データの提供を開始(地方政府を含めた政府機関における利用に限定)。共管調査について個票を当該機関が相互に使用でき、また他の政府機関がその機関の任務遂行に必要な研究ならびに統計目的のための利用に対してその提供が認められただけ。</p>	<p>「統計法」にはミクロデータの提供について明確な規定がない。          ・ミクロデータの公開は行われていない。          ・政府機関以外へのミクロデータの提供は、現在、提供を受ける者が秘密保持の宣誓を行うという条件の下に申請案件に対してケースバイケースで認められているだけ。</p>	<p>実際のミクロデータの提供方式には、統計局内部での利用(on-site)と局外への提供による利用(off-site)あり。          &lt;on-site 提供&gt;          統計局の管理下にある NZ Data Laboratory(NZDL)で研究者は output を作成し、秘密保護義務違反のないことが確認された場合に外部への持ち出しを許可。利用者は統計局が保有するすべてのミクロデータにアクセス可。          利用申請は Microdata Access Protocol (MAP) に照らして適否を審査。          (MAP の審査基準)          ①研究が公共的目的のもので統計局の目的にも合致したものであること          ②結果の公表          ③研究者が優れた研究を行うのにふさわしい経歴または能力を備えていること          ④データの安全を担保するため、それへのアクセスは NZDL 内で行われること(人口センサス、企業関係データ、行政記録または調査資料の統合によって作成されたデータは on-site でのみ使用。なお、識別の危険性が少ない一部のデータについては施設外部への持ち出しが許可されることもある)          ⑤提供される情報は、申請に係る変数のみ          ⑥直接識別情報を削除し、地域を並べ替え、人口 10 万人超についてだけ提供          ⑦研究者の遵守すべき条件          ・個人識別を行わないこと          ・個人のマッチングを行わないこと          ・Output における秘密の保持を保証すること、等          等          研究者は秘密厳守の宣誓書に署名し、統計局の職員とみなされる。          過去 4 年間で最も利用頻度の多いデータは、人口セン</p>

			<p>サス、家計調査、労働力調査。</p> <p>&lt;off-site 提供&gt;</p> <p>秘密漏洩の危険性が高く、基本的に政府機関がその任務のための研究または統計目的のために当該機関に限定して提供。</p>
フィンランド		<p>政府機関及び地方自治体の業務に関するデータ、並びに企業、法人、自営に関する登録データは公開。それ以外の個別データは非公開。</p> <p>非公開データについて、識別子を削除したマイクロデータへのアクセスは学術研究または統計調査のために認められている。</p>	
韓国	<p>「統計法」(1962年1月法律第980号、1999年1月最終改正)第13条第2項が秘密保護規定の一環として、「統計作成のために収集された個人、法人又は団体に属する秘匿を要する基本資料は、これを統計作成以外のいかなる目的にも使用してはならない」と規定。</p> <p>他方で、「統計機関の長は、本法第13条の規定に反しない限りにおいて、大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする」という第16条の規定を根拠に、近年、マイクロデータの提供も行われている。</p>	<p>韓国統計庁が実施したセンサスや標本調査の個別情報は、個人や事業所の秘密が厳格に保護される限りでそれを必要とする利用者に提供され、利用者の求めに応じたオーダーメイド集計サービスも提供。</p> <p>人口・住宅センサス、産業センサス等を個人や企業が識別できる情報を除去して提供。</p> <p>2000年5月から、人口・住宅センサスの2%ファイルがいわゆる公共利用ファイルとして一般にCD-ROM提供。この他にも韓国統計庁では、利用者が同庁が作成した個別データに庁内でアクセス、処理できる”on-site access” systemもすでに稼動。</p>	
スウェーデン	<p>特に高度に専門的な学術研究に限定して、個体識別子を除去し個人や企業等が特定できないようにしたマイクロデータの利用システムが、「個人データ法」に従って制度化。</p> <p>同法には、個人データの処理に関して個人の尊厳の侵害を防止する諸規定があり、情報の収集目的と相容れないいかなる目的のためにも個人データは処理されてはならないが、歴史的、統計的並びに学術的目的への個人データの処理については、情報の収集目的と相容れないとはみなされない。なお、取り扱いに慎重を要する個人データの研究並びに統計目的への使用に関しては、別途規定。</p>	<p>統計局その他政府統計機関は、一定の条件を満たした場合にマイクロデータを提供</p> <p>&lt;開示の条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示に相当する使用目的 (大学での研究のほかに官民で実施される分析に対して提供される場合もある)</li> <li>・データには Secrecy Act による秘密情報として使用者側に保護義務が発生</li> <li>・個人記録が識別されないよう匿名化された形態での提供</li> </ul>	
ノルウェー		<p>個体識別ができない匿名化されたマイクロデータは Data Inspectorate の基準の充足を条件に研究界に開示。</p> <p>&lt;提供チャンネル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計局が直接提供(一部)</li> <li>・Norwegian Research Council と提携している独立機関(大半)</li> </ul>	
アイスランド		<p>識別不能なマイクロデータの提供は法令によって禁止されていない。</p> <p>提供に当たっては厳格な守秘義務が課されている。</p>	

## マイクロデータ関連資料(その2)

	収集資料の使用	非識別情報の(提供)	非識別情報の(利用条件)	識別情報の省庁共有
アメリカ合衆国	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票に基づき作成される情報は統計目的へ使用される。</li> <li>識別可能な個人情報の編集、公表の禁止</li> </ul>			
カナダ		<ul style="list-style-type: none"> <li>回答者の書面による同意がある場合</li> <li>個人記録が匿名化されている場合 (個体が特定できないよう加工されたデータは、秘密保護情報とはみなされず、公開できる)</li> </ul>	< 目的外使用の条件 >	収集された識別可能情報は、州政府統計機関と他省庁の間でのデータ共有協定により提供される。
オーストラリア		収集した情報は、命令(“determination”)に従い、開示することができる。 (個体が特定される形態での開示は命令によっても行うことができない) “determination”によって開示できるデータ: ①個人識別子を除去することで識別できなくなったデータ ②事前に回答者から開示の同意書が提出されている場合		
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計法に基づいて収集した情報は統計目的のみに使用できる。</li> <li>個票を閲覧できるのは秘密厳守の法的署名をした統計局職員のみ</li> <li>法に基づき得られた情報は個別に公表されることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表されるすべての統計情報は、個人識別ができないように処理されなければならない。</li> <li>統計局は、同局が行わない公益的情報提供のために、独立の研究者にデータセットの分析を行わせることができる。その場合、研究者は秘密厳守の法的宣言の上、構内 on-site で匿名化されたデータに対してアクセスする権限を付与される。</li> </ul>		< 共管調査 > <ul style="list-style-type: none"> <li>回答者からの書面による反対の権利表明があった場合、データは統計局が保管し、他省庁には提供されない。</li> <li>書面での反対表明がなされなかった場合、個人識別可能な情報が他省庁に提供される。</li> </ul> < 統計局単独調査 > <ul style="list-style-type: none"> <li>局長が安全と判断した場合、他省庁の任務に照らして誠意ある(“bona fide”)研究または統計目的のために回答者の氏名および住所を含まない個人データにアクセスすることができる。</li> </ul> (アクセスする者は、秘密厳守の宣言および局長が課する追加的な指示に従わねばならない)
フィンランド	公認されない処理、使用、変更および盗用に対し、統計機関はデータの正当な保護義務を持つ。		識別子を除去したデータへのアクセスは、研究目的について許可される。	政府機関・地方自治体の業務に関するデータならびにビジネス・レジスターのデータは公開である。
韓国	個人識別番号、氏名等の個人、法人又は組織の秘密にかかわる情報は、統計目的以外の目的に使用することはできない。			
スウェーデン				秘密保護法 統計目的または科学目的のための政府機関の間の情報、データの送付は、当該情報に係る者が被害をこうむること無く当該情報を開示できる場合には、直接、個人識別をしないことを条件に許可される。

ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計目的で収集したデータ・情報は、行政目的に使用してはならない。</li> <li>・統計局は、行政記録簿その他の情報の統計目的への使用権限を有する。</li> </ul>			
アイスランド			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に公示されている場合は、(主に研究目的で)一定の制限つきの使用ができる。</li> <li>・個人識別子を除去したデータが、研究目的に使用できる。</li> <li>・主に医学目的での使用のために回答者による書面での同意がある場合には、その承諾の範囲内で提供される。</li> </ul>	

### マイクロデータ関連資料(その3)

	識別情報の公開	守秘義務違反に対する罰則	情報公開法と統計情報
アメリカ合衆国	(センサス調査票の開示) 調査実施後 72 年を経たセンサス調査票は国立公文書館を通じて利用できる。		
カナダ		(遺棄又は虚偽の宣誓) \$1000 以下の罰金もしくは 6 ヶ月以下の懲役またはその併科 (秘密の漏洩違反) \$5000 以下もしくは 5 年以下の懲役またはその併科	
ドイツ		個人データを連邦統計から収集しまたはそれを他の情報と連結した者は、1年以下の懲役あるいは罰金	連邦統計法は、統計データ保護のための特別法である。
オーストラリア		(守秘義務違反) \$5000 以下の罰金もしくは 2 年以下の懲役またはその併科	・センサス・統計法によって収集された情報は同法の秘密保護規定により情報公開の適用除外。 ・情報公開法による政府保有記録へのアクセスの対象からも除外。
ニュージーランド	<統計目的外使用禁止の例外> 収集後 100 年が経過することで歴史記録 (archived records) となった情報	(守秘義務違反) \$500 (法人の場合は\$2000) の罰金もしくは 2 年以下の懲役またはその併科	その入手が公共の利益に適うにもかかわらずその提供が爾後の情報入手に悪影響を及ぼすような秘密保護の対象となる情報、法令によって義務的に提供された情報の保護の必要がある場合には情報提供を留保。(官庁情報法 9-2)
フィンランド		罰金または 2 年以下の懲役	・統計目的で収集されたデータは公開の対象とはならない。 統計法の定める例外を除き、秘密扱い。
韓国			統計法が公的機関の保有する情報の公開に関する法律に優先。
スウェーデン		(職務遂行において得られた情報の漏洩) 1 年以下の懲役または罰金	統計作成のために収集されたデータは秘密保護法により秘密扱い。
ノルウェー			個人データ法、データ保護理事会のガイドラインが慎重な取り扱いを要するデータの厳格な取り扱いを規定。
アイスランド			情報公開法では、個人のプライバシー、財に係るすべての情報、企業その他の法人の財および事実上の利害に係るデータは開示免除。

## マイクロデータ関連資料(その4)

	個人情報の保護	オーダーメイド集計	報告負担軽減措置
アメリカ合衆国	プライバシー法(合衆国法典第5編)第552条(a)による保護制度 統計情報については、適用免除(上記「備考」との整合性)	有料で提供サービス提供	
カナダ	プライバシー法が連邦政府機関が管理する個人情報を保護	地方統計事務所(「顧問サービス」)で注文に応じた統計サービスを提供	調査に代わり可能な限り行政記録の利用を推進 (企業調査での課税データの全面活用。データ共有化協定により、人口動態記録等の省庁間利用。回答者の承諾の下に課税データを家計調査に使用。)
ドイツ		有り	①新規調査の標本設計 ・(負担の少ない)抽出方法の選定 ・標本規模 ・標本調査がカバーする単位の選定? ②サンプルのローテーション(可能な場合) ③回答者、利用者双方から負担軽減についての情報聴取 ④調査継続の適否についての実施者、利用者からの聴取 ⑤インターネットの使用拡大 ⑥可能な場合、行政記録活用の拡大
オーストラリア	センサス統計法はプライバシー法と整合的	有り	①他の政府機関(特に税務署)から入手可能な行政データの拡大 ②一部の調査の実施頻度の削減 ③一部の調査の標本数の削減
ニュージーランド	プライバシー法 情報提供者の識別が秘匿さるべきとの明示・暗示的約定に違反するおそれがある場合には、当該機関はその開示を拒否することができる。	有り	負担の大きい調査事項の人口センサスからの削除
フィンランド	個人データ保護法は統計作成にも適用されるが、統計は同法の定める義務規定の一部の適用を除外される。 個人は自分自身のデータにアクセスできない。	有り	行政データの活用(家計調査(95%)、人口・住宅センサス(100%))
韓国		有り	調査承認により重複調査の排除
スウェーデン	個人データ法は統計目的に処理される情報にも適用される。 歴史的、統計的または科学的目的のために行う個人データの処理は、収集目的と相容れない目的のための処理とはみなされない。 慎重を要する個人データの処理を研究および統計目的のために許可する規定もある。	有り	①行政記録の活用 ②調査期間の短縮(家計調査:4週間→2週間) ③調整済み標本抽出システムによる中小企業の報告負担の軽減
ノルウェー	統計調査を通じて収集された個人データは、回答者個人が識別されない方法でのみ使用できる。	有り	①行政記録の活用(統計局のみに、個人ID番号により、各種行政情報をリンク権限) ②新規調査の重複調整のための公的機関を設置

<p>アイスランド</p>	<p>個人データの処理に係る個人情報に関する法律 統計目的での個人情報の処理方法について規定。</p>	<p>公共提供されていないもので追加的経費等が必要なものについては統計局が有料でサービス提供。</p>	<p>①調査項目数の合理的制限 ②標本規模の合理的制限 ③行政記録の可能な限りの活用 ④電子データ流通の導入 ⑤企業の自動情報システムへのアクセス</p>
---------------	---	---	---

## 資料2 各国統計法等における関連条文の整備状況

	(1) 統計情報の目的外使用禁止
アメリカ 合衆国	<p>Subtitle A Confidential Information Protection Section 511. Findings and Purposes (b) PURPOSES-The purposes of this subtitle are the following:</p> <p>(1) To ensure that information supplied by individuals or organizations to an agency for statistical purposes under a pledge of confidentiality is used exclusively for statistical purposes. ...</p> <p>(3) To safeguard the confidentiality of individually identifiable information acquired under a pledge of confidentiality for statistical purposes by controlling access to, and uses made of, such information.</p> <p>[秘密情報保護・統計効率化法] サブタイトル A 秘密情報の保護 第 511 条 (評決及び目的) (b)目的—本サブタイトルは次の目的を持つ。 (1)秘密保護の宣言下に統計目的で個人又は組織から機関に対して提供された情報が専ら統計作成に使用されるのを保証すること。 ...</p> <p>(3)秘密保護の宣言下に統計目的で得られた個人が識別できる情報へのアクセス及びその使用を管理することにより、その秘密を保護すること。</p>
イギリス	<p>5. Protecting Confidentiality (b) Data provided for National Statistics will only be used for statistical purposes. [国家統計行政施行規範] 第 5 条 (秘密の保護) ②国の統計のために提供されたデータは専ら統計目的のために使用される。</p>
フランス	<p>Article 6</p> <p>(3) Ces renseignements ne peuvent en aucun cas être utilisés à des fins de contrôle fiscal ou de répression économique. Par application des dispositions de l'article L. 84 du livre des procédures fiscales et de l'article L. 64 A du code des douanes, les administrations dépositaires de renseignements de cette nature ne sont pas tenues par les obligations relatives au droit de communication.</p> <p>[統計資料に係る義務、調整、及び秘密に関する法律] 第 6 条(3)(2004.3.25 改正)</p> <p>(3) (刑事訴訟法第 40,56,76,97 及び 99 条の規定にもかかわらず、第 2 条で定められた承認を受けた調査票に記載された) これらの情報は、いかなる場合にも税務調査又は経済的規制に利用することはできない。税務手続書第 84 条及び税関規則第 64 条 A の規定の適用により、この種の情報を保有する機関は、通知権に係る義務についてはそれを免じられる。</p>
ドイツ	<p>Article 1. Statistics for Federal Purposes ...The individual data collected for federal statistics shall exclusively serve the purposes laid down in this Law or another legal provision ordering federal statistics. [連邦統計法] 第 1 条 (連邦の用に供する統計) ...連邦統計のために収集された個々のデータは、この法律又は連邦統計の根拠となる他の法規に定める目的のためにのみ利用される。</p>

<p>ニュージー ーランド</p>	<p>37. Security of Information---</p> <p>(1) Information furnished to the Statistician under this Act shall only be used for statistical purposes.</p> <p>[統計法]</p> <p>第 37 条 (情報の秘密性)</p> <p>(1)この法律に基づいて統計官に提供された情報は、統計目的にのみ利用する。</p>
<p>ノルウェ ー</p>	<p>§2-5. The use of Information</p> <p>(1)Information collected in accordance with any prescribed obligation to provide information, or which is given voluntarily, may only be used for the production of official statistics or for such other use as is approved by the Data Inspectorate and is not detrimental to the security of the realm. If information is handed over, the obligation of secrecy pursuant to §2-4 shall also apply to the recipient of the information. When particular grounds so indicate, the Data Inspectorate may nevertheless make exceptions to such obligation of secrecy for certain types of information.</p> <p>[統計法]</p> <p>第 2 条第 5 項 情報の利用</p> <p>(1)定められた情報提供義務に基づいて収集、又は自発的に提供された情報は、官庁統計作成のため、又はデータ検査官が承認しかつ王国の治安にとって不利益にならないその他の用のためにのみ利用することができる。情報の提供にあたっては、第 2 条第 4 項に定める秘密保持義務は情報受領者にも適用される。それにもかかわらずデータ検査官は、そうすべき特別の理由があるときは、一定の種類の情報につきかかる秘密保持義務の例外を設けることができる。</p>
<p>アイスラ ンド</p>	<p>Article 3 Statistical data</p> <p>All information which is gathered by Statistics Iceland for statistical purposes and which concerns specified natural or legal entities must be kept confidential. The same applies to information on natural and legal entities in the administrative registers which Statistics Iceland uses for statistical purposes. In the case of administrative registers and records, however, Statistics Iceland is authorised to provide the respective government authority with confidential information from the data that this authority has previously taken part in collecting or has provided to Statistics Iceland.</p> <p>[秘密保護データの取扱い手続に関する規則]</p> <p>第 3 条 (統計データ)</p> <p>(1)アイスランド統計局によって収集され、特定の自然人ないし法人に係る全ての情報の秘密は保持されなければならない。アイスランド統計局が統計的目的に使用する行政登録における自然人および法人に関する情報も同様とする。しかしながら、行政登録および行政記録については、アイスランド統計局は、政府機関がその徴収に関わりあるいは同機関がアイスランド統計局に提供したデータから得られる秘密保護情報について同局はそれを当該機関に提供することができる。</p>
<p>韓国</p>	<p>Article 13. Protection of Secrets etc.</p> <p>(2) No fundamental material of a confidential nature belonging to individuals, juristic persons or organizations collected for statistical compilation shall be used for any purpose other than statistical compilation.</p> <p>[統計法]</p> <p>第 13 条 (秘密の保護等)</p> <p>(2)統計作成用途に収集された個人、法人又は団体に属する秘匿を要する基本資料は、これを統計作成以外のいかなる目的にも使用してはならない。</p>
<p>日本</p>	<p>[統計法]</p> <p>第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第 15 条の 2 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。)によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告(統計報告調整法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p>

<b>(2) 記名個体データの開示禁止</b>	
アメリカ 合衆国	<p>Subtitle A Confidential Information Protection Section 511. Findings and Purposes (b) PURPOSES-The purposes of this subtitle are the following: ... (2)To ensure that individuals or organizations who supply information under a pledge of confidentiality to agencies for statistical purposes will neither have that information disclosed in identifiable form to anyone not authorized by this title nor have that information used for any purpose other than a statistical purpose. 〔秘密情報保護・統計効率化法〕 サブタイトル A 秘密情報の保護 第 511 条 (評決及び目的) (b)目的—本サブタイトルは次の目的を持つ。 ... (2)秘密保護の宣言下に統計目的で個人又は組織から機関に対して提供された情報が、本章により権限を付与されていないいかなる者にも識別できる形で情報が開示されないこと、また統計目的以外のいかなる目的にも使用されないことを保証すること。</p> <p>Section 512. Limitations on Use and Disclosure of Data and Information (b) DISCLOSURE OF STATISTICAL DATA OR INFORMATION (1)Data or information acquired by an agency under a pledge of confidentiality for exclusively statistical purposes shall not be disclosed by an agency in identifiable form, for any use other than an exclusively statistical purpose, except with the informed consent of the respondent. (2)A disclosure pursuant to paragraph (1) is authorized only when the head of the agency approves such disclosure and the disclosure is not prohibited by any other law. (3)This section does not restrict or diminish any confidentiality protections in law that otherwise apply data or information acquired by an agency under a pledge of confidentiality for exclusively statistical purposes. 第 512 条 (データ及び情報の使用並びに開示の制限) (b)データ及び情報の開示 (1)専ら統計目的のために秘密保護の誓約の下に機関が収集したデータ又は情報は、回答者による事前の同意がある場合を除き、専ら統計目的以外のいかなる目的に対しても、機関によって識別可能な情報は開示されてはならない。 (2)(1)項による開示は、機関の長がかかる開示を許可しかつ開示が他のいかなる法律によっても禁じられていない場合にのみ許可される。 (3)本条は、さもない場合に専ら統計目的のために秘密保護の誓約の下に機関が収集したデータ又は情報に適用される法のいかなる秘密の保護を制限したり又は減ずるものではない。</p>
カナダ	<p>SECRECY 17. Prohibition against divulging information (1) Except for the purpose of communicating information in accordance with any conditions of an agreement made under section 11 or 12 and except for the purposes of a prosecution under this Act but subject to this section, (a) no person, other than a person employed or deemed to be employed under this Act, and sworn under section 6, shall be permitted to examine any identifiable individual return made for the purposes of this Act 〔統計法〕 17 条 (情報漏洩の禁止) (1)本法第 11 条又は第 12 条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従い本法に基づいてなされる告発によるものを除き、 ①本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であって、本法第 6 条</p>

	<p>に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。</p>
イギリス	<p>4. Penalties</p> <p>(2) No information obtained by virtue of this Act with respect to any particular person shall be disclosed except so far as may be necessary –</p> <p>(a) for the performance by any person of his functions under this Act in connection with the furnishing, collection or collation of such information; or</p> <p>(b) for the performance by the Registrar-General of his functions under section five of the Census Act, 1920;</p> <p>and if any person discloses any such information in contravention of this subsection, he shall be liable on summary conviction to imprisonment for a term not exceeding three months or to a fine not exceeding fifty pounds, or to both such imprisonment and such fine, or, on conviction on indictment, to imprisonment for a term not exceeding two years or to a fine not exceeding one hundred pounds or to both such imprisonment and such fine:</p> <p>Provided that nothing in this subsection shall apply to any disclosure of information made of the purposes of any proceedings which may be taken in respect of an offence under this section, or for the purposes of any report or such proceedings.</p> <p>[1938 年人口統計法]</p> <p>第 4 条 (罰則)</p> <p>2. 本法により特定の者に関して得た情報は、以下において必要とされる場合を除き、一切開示してはならない。</p> <p>① 本法に基づきかかる情報の提供、収集若しくは照査に関して義務を負う者がその履行のために開示する場合</p> <p>② 1920 年センサス法第 5 条により義務を負う登録長官がその履行のために開示する場合</p> <p>また、本項の規定に違反してかかる者が当該情報を開示したときは、即決処分により 3 ヶ月以下の懲役若しくは 10 ポンド以下の罰金、又は懲役及び罰金の併科に処せられるものとし、又は起訴により有罪の判決があったときは、2 年以下の懲役若しくは 100 ポンド以下の罰金、あるいは懲役と罰金の併科に処せられるものとする。</p> <p>ただし本項の規定は、本条違反に関し行われる訴訟手続きの目的のために情報が開示される場合、又はかかる訴訟手続きの報告の目的のために情報が開示される場合には一切適用されない。</p> <p>Section 9. Disclosure of Information</p> <p>No individual estimates or returns, and no information relating to an individual undertaking, obtained under the foregoing provisions of this Act, shall, without the previous consent in writing of the person carrying on the undertaking which is the subject of the estimates, returns or information, be disclosed except-</p> <p>(a) in accordance with directions given by the Minister in charge of the government department in possession of the estimates, returns or information to a government department or to the Import Duties Advisory Committee for the purposes of the exercise by that department or Committee of any of their functions; or</p> <p>(b) for the purposes of any proceedings for an offence under this Act or any report of those proceedings.</p> <p>[1947 年通商統計法]</p> <p>第 9 条 (情報の開示)</p> <p>本法の上記諸規定の下に収集されたいかなる個々の推算や個票、それに個々の企業に関するいかなる情報も、以下の場合を除き、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、これを開示してはならない。</p> <p>① 推算、個票あるいは情報を保有する省庁の所管大臣が、他省庁又は関税諮問委員会がその権限を行使する目的のために当該省庁又は委員会に対して開示する場合、あるいは</p> <p>② 本法違反の訴訟手続き又は同手続きに関する報告目的のために開示する場合</p> <p>5. Protecting Confidentiality</p> <p>Where data are collected or used for statistical purposes, we guarantee to protect confidentiality</p>

	<p>(a)The National Statistician will set standards for protecting confidentiality, including a guarantee that no statistics will be produced that are likely to identify an individual unless specifically agreed with them.</p> <p>...</p> <p>(c)Everyone involved in the production of National Statistics will be made aware of their obligations to protect provider confidentiality and of the legal penalties likely to apply to wrongful disclosure. These obligations will continue to apply after completion of service.</p> <p>(d)Data identifying individuals will be kept physically secure. Access will require authorisation and will only be allowed when the Head of Profession is satisfied the data will be used exclusively for justifiable research and that the information is not reasonably obtainable elsewhere.</p> <p>(e)Where information identifying individuals must be given up by law, it will be released only under the explicit direction and on the personal responsibility of the National Statistician.</p> <p>(f)The same confidentiality standards will apply to data derived from administrative sources as apply to those collected specifically for statistical purposes.</p> <p>(g)Respondents will be informed of the main intended uses and access limitations applying to the information they provide to statistical inquiries.</p> <p>〔国家統計行政施行規範〕 第5条（秘密の保護） データの収集ないしその統計目的への使用に際して秘密は保護される。 ①統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。 ... ③国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。 ④個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。 ⑤個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。 ⑥専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。 ⑦報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる用途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。</p>
ドイツ	<p>Article 16. Confidentiality (1)Individual data on personal circumstances or the material situation provided for federal statistics shall not be disclosed by the incumbents and the persons specially sworn in for public service who are entrusted with the operation of federal statistics, unless otherwise stipulated by a special legal provision. This does not apply to 4. individual data if they cannot be allocated to the respondent or the person concerned 〔連邦統計法〕 第16条（機密性） (1)連邦統計用途に提供された個人的境遇又は身体の状況に関する個々のデータは、特別法に別段の定めがある場合を除き、在職者及び連邦統計の運営を委任された者であって公務に係る特別の宣誓を行った者によって開示されてはならない。このことは、次の各号には適用されない。 ... ④回答者又は関係者を識別することができない個々のデータ</p>
オーストラリア	<p>12. Publication etc. of Statistics (2)The results or abstracts referred to in subsection (1) shall not be published or disseminated in a manner that is likely to enable the identification of a particular person or organization. 〔センサス・統計法〕</p>

第 12 条 (統計の公開等)

(2)(1)項記載の結果又は要約は、特定の人又は組織を識別し得るおそれのある方法では公開又は頒布してはならない。

13 Release of Information

(1)Notwithstanding anything in this Act (other than this section), the Minister may, by instrument in writing, make determinations providing for and in relation to the disclosure, with the approval in writing of the Statistician, of information included in a specified class of information furnished in pursuance of this Act.

(2)Without limiting the generality of subsection (1),determinations may make provision:

(a)as to the persons to whom the information may be disclosed;

(b)as to the persons, being the persons from whom the information has been obtained, whose consent is required for the disclosure of the information; and

(c)specifying terms and conditions subject to which the information may be disclosed, including, but without limiting the generality of the foregoing, terms and conditions as to the requiring of a person to whom the information is, or is to be, disclosed to give an undertaking, in writing with respect to the disclosure of the information by that person, including an undertaking not to disclose any of the information to any person.

(3)Information of a personal or domestic nature relating to a person shall not be disclosed in accordance with a determination in a manner that is likely to enable the identification of that person.

(4)Subject to subsection (5), a determination under subsection (1) is a disallowable instrument for the purposes of section 46A of the *Acts Interpretation Act 1901*.

(5)Determinations shall be deemed to be statutory rules within the meaning of the *Statutory Rules Publication Act 1903*.

[センサス・統計法]

第 13 条 (情報の開示)

(1)大臣は、この法律の(本条以外の)いかなる記載にもかかわらず、書面により、この法律に従って提供された特定の情報分類に属する情報を、統計官の書面による承認を得て、開示を認め、かつそれに関連した決定をなすことができる。

(2)決定では、(1)項の一般性を限定することなく、次の各事項を定めることができる。

①その情報を開示してよい相手に関する事項

②その情報の提供者で、情報の開示に本人の同意が必要な者に関する事項

③上記の一般性を損なうことなく、情報開示の条件には、情報の開示先又は開示先となる予定の者が自己によるその情報の開示に関して書面で誓い(その情報のいかなる部分も何人にも開示しない旨の誓いを含む)をなすべきことに関する条件も含む。

(3)決定に従って人の個人的な又は家庭に関する情報を開示するときは、その人を識別しうるおそれのある方法では開示しない。

(4)(5)項に従い、(1)項に基づく決定は 1901 年法律解釈法第 46 条 A の目的のための手段としては許されない。

(5)決定は、「1903 年命令公開法」にいう命令とみなす。

19. Secrecy

(1)A person who is, or has been, the Statistician or an officer shall not except:

(a)in accordance with a determination; or

(b)for the purposes of this Act;

either directly or indirectly, divulge or communicate any information furnished in pursuance of this Act to any person (other than the person from whom the information was obtained).

[センサス・統計法]

第 19 条 (秘密保持)

(1)統計局長又は職員である者、又はかつてそうであった者は、次のいずれかの場合を除き、この法律に従い提供された情報を、直接と間接とを問わず、(その情報の入手源以外の)何人かに漏らしたり伝えたりしてはならない。

①決定によるか、又は

	②この法律の目的のために
ニュージー ーランド	<p>37C. Disclosure of individual schedules to other Government Departments for bona fide research or statistical purposes---</p> <p>(1)Notwithstanding section 37 of this Act, the Statistician may disclose individual schedules to any officer of another Government Department solely for bona fide research or statistical purposes pursuant to the functions and duties of that Government Department.</p> <p>(2)No individual schedule shall be disclosed pursuant to this section unless---</p> <p>(a)The name and address of the person or undertaking by whom the schedule was supplied is deleted; and</p> <p>(b)Every person involved in the research or statistical project makes a statutory declaration similar to the declaration of secrecy prescribed by section 21 of this Act; and</p> <p>(c)The Statistician is satisfied that the security of the schedules and any information contained in them will not be impaired.</p> <p>(3)The published results of any such research or statistical project shall not divulge any more information than the Statistician could publish under this Part of this Act.</p> <p>(4)Every officer of a Government Department to whom any individual schedule is disclosed pursuant to this section, and that Government Department, shall comply with any directions given by the Statistician relating to the schedule and the information contained in it.</p> <p>[統計法]</p> <p>第 37 条 C (善意の研究又は統計目的のための、他の政府の省に対する個票の開示)</p> <p>(1)統計官は、本法第 37 条の規定にかかわらず、他の政府の省の官吏に対し、専らその政府の省の任務及び義務に従った善意の研究又は統計目的のため、個票を開示することができる。</p> <p>(2)いかなる個票も、次の条件を充たさない限り、本条に従って開示されない。</p> <p>①調査票を提供した人又は企業の名称及び住所が削除されること</p> <p>②その研究又は統計プロジェクトに関与するすべての人が、本法第 21 条に定める秘密保持の誓約と同様の誓約を行うこと</p> <p>③調査票及びそこに含まれた情報の秘密保持が害されない旨、統計局長が納得すること</p> <p>(3)かかる研究又は統計プロジェクトの結果を公開するにあたっては、統計局長が本法のこの部に基づいて公開できる以上の情報を漏洩してはならない。</p> <p>(4)本条に従って個票の開示を受けた政府の省の官吏すべて及びその政府の省は、調査票及びそこに含まれた情報につき統計局長による指示に従わなければならない。</p> <p>37.</p> <p>(4)All statistical information published by the Statistician shall be arranged in such a manner as to prevent any particulars published from being identifiable by any person (other than the person by whom those particulars were supplied) as particulars relating to any particular person or undertaking, unless---</p> <p>(a)That person or the owner of that undertaking has consented to their publication in that manner, or has already permitted their publication in that manner; or</p> <p>(b)Their publication in that manner could not reasonably have been foreseen by the Statistician or any employee of the Department.</p> <p>[統計法]</p> <p>第 37 条</p> <p>(4)統計局長が公開するすべての統計情報は、公開された調査項目をなんびとか(その調査項目の供給者を除く)が特定の者又は企業に関する調査項目と特定し得ることを防止するように編集されなければならない。ただし、次のいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>①その者若しくはその企業の所有者がその方法による統計情報の公開に同意し、又はその方法による統計情報の公開をすでに許可している場合</p> <p>②統計局長又は省職員がその方法による統計情報の公開を予見することが合理的に不可能であった場合</p>

ノルウェー	<p>§2-6. The Publication of Information  Information collected in accordance with any prescribed obligation to provide information, or which is given voluntarily, shall under no circumstances be published in such a way that it may be traced back to the supplier of any data or to any other identifiable individual to the detriment of the person concerned, or to the unreasonable detriment of the latter if the supplier of the data or the individual is an undertaking of the kind mentioned in §5-1 third paragraph<sup>(#)</sup> or a public organisation.</p> <p style="text-align: right;">(#)<sup>(#)</sup> Repealed by Act No. 66 of 20 July 1991.</p> <p>[統計法]  第 2 条第 6 項 (情報の公開)  情報提供義務規定に基づいて収集された、又は自発的に提供された情報は、いかなる場合にも、データ提供者その他識別しうる個人を突き止めることができ、その結果関係者に被害を及ぼすような形態、又はデータ供給者若しくは個人が第 5 条 1 項第 3 段落<sup>(#)</sup>記載の受託者若しくは公的機関である場合は識別しうる個人に不当な被害を及ぼすような形態では、公開されないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(#)<sup>(#)</sup>1991 年 7 月 20 日法第 66 号により廃止。</p>
韓国	<p>Article 16. Use of the Statistical Data  The head of a statistical agency shall have the statistical data used extensively under the conditions prescribed by the Presidential Decree in the limit of falling under the provisions of Article 13.</p> <p>[統計法]  第 16 条 (統計データの使用)  統計機関の長は、本法第 13 条の規定に反しない限りにおいて、大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする。</p>
日本	<p>[統計法]  第 15 条② 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。</p> <p>第 15 条の 2② 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。</p>

<b>(3) 学術目的の匿名データ開示</b>	
ドイツ	<p>Article 16. Confidentiality</p> <p>(6)For the purpose of scientific projects, the Federal Statistical Office and the statistical offices of the Länder may transfer individual data to institutions of higher education or other institutions entrusted with tasks of independent scientific research an allocation of the individual data is possible only with an excessive amount of time, expenses and manpower, and if the recipients are incumbents, persons specially sworn in for public service or persons obligated according to paragraph 7.</p> <p>(7)Persons to be provided with individual data pursuant to paragraph 6 must prior to the transmission be committed to confidentiality, unless they are incumbents or persons specially sworn in for public service. Article 1, paragraphs 2, 3 and 4, No. 4 of the "Verpflichtungsgesetz" (Law on the Commitment of Persons to Secrecy) of 2 March 1974 (Bundesgesetzblatt I, p. 469, Article 42) as amended by the Law of 15 August 1974 (Bundesgesetzblatt I, p. 1942) apply mutatis mutandis.</p> <p>(8)The individual data passed on pursuant to a special legal provision or according to paragraphs 4, 5 or 6 may be used only for the purposes for which they were transmitted. In the cases of paragraph 6 they will be deleted as soon as the scientific project has been completed. At agencies to which individual data are transmitted, it must be warranted by means of organisational and technical measures that only incumbents, persons especially sworn in for public service or persons committed according to paragraph 7, sentence 1 are recipients of individual data.</p> <p>[連邦統計法] 第 16 条 (機密性)</p> <p>(6)連邦統計局及び州統計部局は、科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し、個々のデータを伝送することができるが、その個々のデータの識別が過度の時間、費用及び入員によってのみ可能であり、かつ受領者が在職者、公務のために特に宣誓した者又は第 7 項に定める義務を負う者である場合に限る。</p> <p>(7)前項に従って個々のデータの提供を受ける者は、伝送に先立って機密保護の宣誓を行わなければならない。ただし、在職者又は公務のために特に宣誓した者は除く。1974 年 3 月 2 日付け「Verpflichtungsgesetz」(機密保護の宣誓に関する法律)(Bundesgesetzblatt I, p.469, 第 42 条)(1974 年 8 月 15 日付け法(Bundesgesetzblatt I, p.1942)により改正。)第 1 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項第 4 号は、必要に応じて変更を加えて適用される。</p> <p>(8)特別法又は第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項に従って伝送された個々のデータは、伝送された目的のためにのみ利用することができる。第 6 項の場合、データは科学プロジェクトが完了ししだい削除する。個々のデータの送付を受けた機関においては、在職者、公務のために特に宣誓した者又は前項第 1 号に基づいて誓った者のみが個々のデータの受領者となることを、組織的技術的方法によって保証しなければならない。</p>
フィンランド	<p>Section 18.</p> <p>2. Data collected for statistical purposes by an authority producing statistics may be released for use in scientific research or statistical surveys concerning social conditions and their development. However, personal data referred to in the Act on Personal Data Files and the identification data of other statistical units may not be released.</p> <p>3. Notwithstanding the provisions of Paragraph 2, Statistics Finland may also release for use in scientific research or statistical surveys data on a person's age, sex, education and occupation provided that the recipient of the data is authorised to collect such data under the Act on Personal Data Files.</p> <p>4.The release of data must not cause any damage or detriment to the subject of the data. When releasing data, the authority shall issue any orders necessary for the protection of the data.</p> <p>[統計法] 第 18 条</p> <p>(2)統計作成機関が収集したデータは、科学的研究又は社会情勢及びその進展状況に關す</p>

る統計調査に使用するために開示することができる。ただし、個人データファイル法に定める個人データ及び他の統計単位の個体識別が可能なデータはこの限りでない。

(3)本条第2項の定めにかかわらず、フィンランド統計局は、科学的研究又は統計調査に使用するために個人の年齢、性別、学歴及び職歴に関するデータを開示することができる。ただし、データの受領者が個人データファイル法に基づいてかかるデータの受領を許可されている場合に限る。

(4)データの開示によってデータ主体にいかなる損害も被害も与えてはならない。データの開示に当たっては、関係行政機関はデータの保護に必要な命令を発出するものとする。

#### Section 18. Genealogical Research

(1)Unless prohibited by the data subject, data may be collected and recorded, also for a reason not referred to in section 8(1), into a personal data file kept for the purposes of genealogical research, as follows: identifying data on the member of a family and his/her spouse, the other data required for genealogical research and the data subject's contact information.

(2)For purposes of a genealogical register referred to in paragraph (1), data that may under that paragraph be collected and recorded into such a file may be disclosed from another file, unless prohibited by the data subject,

[個人データ法]

#### 第18条（系図学的研究）

(1)データ主体が反意を表明しない限り、データは、本法第8条第1項に掲げられていない理由によっても、系図学的研究用に維持される個人データファイル、家族の構成員及び当人の配偶者についての識別データ、系図学的研究に必要とするその他のデータ並びにデータ主体の連絡先のデータを収集の上これを記録することができる。

(2)本条第1項に定める系図学的登録のために同項に基づいて収集し記録することのできるデータは、データ主体が反意を示さない限り、他のファイルからこれを開示することができる。

#### Section 35. Transfer of personal data to be archived

(2)A personal data file which is significant for purposes of scientific research or otherwise may be transferred for archiving to an institution of higher education or to a research institute or authority operating on a statutory basis, where the National Archives have granted permission for such archiving. The National Archives may grant corporations, foundations and institutions a permission to archive personal data files compiled in their own activities and fulfilling the requirements above. In the permission the National Archives shall lay down rules for the protection of the files and for the monitoring of the use of the personal data.

(3)Before granting permission referred to in paragraph (2), the National Archives shall reserve the Data Protection Ombudsman an opportunity to issue an opinion on the matter.

[個人データ法]

#### 第35条（個人データの公文書庫への移管）

(2)科学的研究等において重要な個人データファイルは、高等教育機関、研究機関又は法的根拠に基づいて運営される当局にこれを移管することができる。ただし、国立公文書館がかかる移管について許可を与えた場合に限る。国立公文書館は、企業、財団、及び教育研究機関に対して、自己の業務の遂行中に作成された上記の要件を満たす個人データファイルを保管する許可を与えることができる。かかる許可に際して、国立公文書館は、ファイルの保護及び個人データの利用の監視方法について規則を定めるものとする。

(3)本条第2項に定める許可に先立ち、国立公文書館は、データ保護オンブズマンにその案件について意見を述べる機会を付与するものとする。

<p>アイスランド</p>	<p>Article 7 Preserving confidential electronic data which is for statistics  ...  In cases where personal identities in a collection of data on individuals have been obliterated or encrypted and the untraceability of the data to recognisable natural or legal entities should be certain, the permission of access to the database or the disclosure of it to others for research is authorised, cf. Article 12 of these Rules of Procedure.  〔秘密保護データの取扱手続に関する規則〕  第 7 条 （統計目的の電子秘密データの保護）  ...  (3)個人に関するデータの収集において個人識別情報が削除されあるいは識別不能になっている場合、および特定の自然人あるいは法人を特定できないことが確実な場合には、研究のために他の者に対しデータベースへのアクセスを許可しあるいはそれを開示することができる。(例えば本手続き規則の第 12 条)</p> <p>Article 10 Utilising confidential data for research  If the terms of the third paragraph of Article 7 are fulfilled, the Director-General may grant access to confidential data for research purposes. A requirement is that such access conforms with the rules of Statistics Iceland on utilising data for research and that the Data Protection Authority, as provided for in Act No. 77/2000, has not objected to such access.  第 10 条 （秘密保護データの研究への使用）  第 7 条第 3 項の条件が充足された場合、局長は研究目的のために秘密保護データへのアクセスを許可することができる。その場合には、かかるアクセスが研究目的のデータ使用に関するアイスランド統計局の諸規則に準拠し、また法律第 77/2000 号に規定されたデータ保護庁がかかるアクセスに異を唱えないことを必要とする。</p>
---------------	---

	(4) 学術目的の個人データの処理
イギリス	<p>Section 33. Research, History and Statistics</p> <p>-(1) In this section-</p> <p>“research purposes” includes statistical or historical purposes;</p> <p>“the relevant conditions”, in relation to any processing of personal data, means the conditions-</p> <p>(a) that the data are not processed to support measures or decisions with respect to particular individuals, and</p> <p>(b) that the data are not processed in such a way that substantial damage or substantial distress is, or is likely to be, caused to any data subject.</p> <p>(2)···, the further processing of personal data only for research purposes in compliance with the relevant conditions is not to be regarded as incompatible with the purposes for which they were obtained.</p> <p>[1998年データ保護法]</p> <p>第33条 研究・歴史・統計</p> <p>(1) 本条において、</p> <p>「研究目的」は、統計目的あるいは歴史目的を含む。</p> <p>個人データの処理に係る「しかるべき条件」とは、次の条件を指す。</p> <p>①特定の個人に係る手段又は決定を根拠付けるようにデータが処理されないこと、及び</p> <p>②いかなるデータの主体に対しても、実害あるいは実質的な苦痛の原因となるように原因となるようデータが処理されないこと</p> <p>(2)···しかるべき条件に従い専ら研究目的のために個人データを再処理することは、それらのデータの取得目的に合致していないとはみなされない。</p>
フランス	<p>[個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約の公布に関する政令] 第85-1203号 (1985.11.15)</p> <p>第9条 (例外及び制限)</p> <p>3. 統計上又は科学研究上の目的で使用される個人データの自動化ファイルに関しては、データ主体の私生活を侵害するおそれが全く無い場合には、第8条のb、c及びd項(※)に記された権利の行使に対する制限を法律で定めることができる。</p> <p>(#)第8条</p> <p>b) 適切な間隔で、かつ過大な遅延や費用を伴うことなく、自動化ファイル内に自己に関する個人データがあるか否かを確認し、当該データを理解可能な形式で受け取ることができる。</p> <p>c) 当該データが、本条約第5条及び第6条に定める基本原則を実施する国内法の規定に違反して処理されていた場合には、必要に応じて、かかるデータを訂正又は消去させることができる。</p> <p>d) 本条b項及びc項に規定された確認、通知、訂正又は消去の要求が満たされなかった場合には、提訴することができる。</p>
フィンランド	<p>Section 12 - Derogations from the prohibition to process sensitive data</p> <p>(1)The prohibition in section 11 does not prevent:</p> <p>...</p> <p>(6) processing of data for purposes of historical, scientific or statistical research;</p> <p>第12条 (微妙なデータの処理禁止の特例)</p> <p>(1)本法第11条の規定は、次の各号の一に掲げる行為を妨げるものではない。</p> <p>...</p> <p>⑥歴史的、科学的、又は統計的な研究を目的とするデータ処理</p> <p>Section 13 - Processing of a personal identity number</p> <p>(1)A personal identity number may be processed on the unambiguous consent of the data subject or where so provided in an Act. A personal identity number may also be processed if it is necessary to unambiguously identify the data subject:</p> <p>(a)in order to perform a task laid down in an Act;</p>

(b)in order to realise the rights or duties of the data subject or the controller; or  
(c)for purposes of historical, scientific or statistical research.

第 13 条 (個人識別番号の処理)

(1)個人識別番号は、データ主体の明確な同意がある場合又は法律でその旨規定している場合にはこれを処理することができる。個人識別番号は、次の目的でデータ主体を明確に確認するために必要な場合においてもこれを処理することができる。

- ①法定業務を遂行すること
- ②データ主体若しくは管理者の権利又は義務を実行すること
- ③歴史的、科学的、又は統計的な研究を行うこと

Section 14 - Research

(1)Personal data may be processed for purposes of historical or scientific research also for a reason not referred to in section 8(1), if:

(a)the research cannot be carried out without data identifying the person and the consent of the data subjects cannot be obtained owing to the quantity of the data, their age or another comparable reason;

(b)the use of the personal data file is based on an appropriate research plan and a person or a group of persons responsible for the research have been designated;

(c)the personal data file is used and data are disclosed therefrom only for purposes of historical or scientific research and the procedure followed is also otherwise such that the data pertaining to a given individual are not disclosed to outsiders; and

(d)after the personal data are no longer required for the research or for the verification of the results achieved, the personal data file is destroyed or transferred into an archive, or the data in it are altered so that the data subjects can no longer be identified.

(2)The provision in paragraph (1) (c) does not apply if the procedure in that paragraph is manifestly unnecessary for the protection of the privacy of the data subjects owing to the age or quality of the data in the personal data file.

(3)The provisions in paragraph (1) apply in a supplementary manner where the processing of the personal data is based in section 8(1).

第 14 条 (研究)

(1)個人データは、歴史的又は科学的研究を目的とする次の場合には、本法第 8 条第 1 項に掲げるもの以外の理由によってもこれを処理することができる。

- ①個人を識別するデータなしには研究が進捗せず、かつ、データ主体の同意がデータ数、データ作成からの年数又はこれに相当する別の理由によって得られない場合
- ②個人データファイルの使用が適切な研究計画に基づいてなされるとともに、当該研究の担当者又は担当者のグループが既に特定されている場合
- ③個人データファイルが、専ら歴史的又は科学的研究のために使用され開示されるとともに、特定の個人に係るデータが部外者に開示されることのない手続に従って行われる場合
- ④個人データが研究用、又は達成した結果の確認に必要でなくなった場合には、ファイルは滅失若しくはアーカイブに返却されるか、又はその中のデータ主体が識別できないように改変される場合

(2)本条第 1 項③の規定は、同項に定める手続が個人データファイルのデータが作成されてからの年数又は質によってデータ主体のプライバシーの保護に不要であることが明白である場合にはこれを適用しない。

(3)本条第 1 項の規定は、個人データの処理が本法第 8 条第 1 項の規定に基づいて行われる場合の補完的な方法としてこれを適用する。

<p>アイスランド</p>	<p>Article 7. General principles concerning processing of personal data  When processing personal data, all the following shall be observed:  2. that they are obtained for an explicit and clear purpose and not processed any further in a different and incompatible purpose; however, further processing for historical, statistical or scientific purposes shall not be deemed incompatible provided reasonable security precautions are observed;</p> <p>第7条（個人情報処理に関する一般原則）  個人情報処理にあたっては、次のすべてが遵守されなければならない。  2. 個人情報は、明白ではっきりした目的のために得られており、それとは別な相容れない目的のために、再処理されてはならない。しかし、妥当な安全予防策が守られるのであれば、歴史的、統計的或いは科学的目的のための再処理を行うことは、相容れない目的とはみなされない。</p> <p>Article 9. Processing of sensitive personal data  Processing of sensitive personal data is prohibited unless one or more of the following requirements have been met:  2. processing is specifically allowed in other acts of law;  ...  9. that the processing is necessary on account of statistical or scientific research.  The Personal Data Protection Authority may allow the processing of sensitive personal data in other instances than enumerated under the first paragraph, if the Authority deems that important public interests recommend this. For this the Authority may set the conditions it deems necessary in each case in order to secure the interests of the data subjects, and that privacy is ensured by specific safeguards as applicable.  Having obtained the opinion of the Science Ethics Committee, the Personal Data Protection Authority shall issue rules on how people can be selected and approached for participation in scientific research, and what information they shall be given before they are asked to give their consent.  The Personal Data Protection Authority shall resolve any disputes as to what personal data shall be deemed sensitive.</p> <p>第9条（微妙な個人情報の処理）  次の条件が一つ以上満たされていない限り、微妙な個人情報の処理は禁止されている。  2. 他の法律によって、処理が特別に許されている場合、  ...  9. 統計的又は学術研究を理由に処理が必要である場合、  個人情報保護機関が重要な公共の利益が処理を薦めるとみなした場合、同機関は第1項に挙げる以外の場合における微妙な個人情報の処理を許可することができる。かかる処理のために、同機関は、情報の対象となる者の利益の確保のため、それぞれの場合に同機関が必要と考える、また該当する場合にはプライバシーが具体的な保護によって確保される条件を設定することができる。  個人情報保護機関は、科学倫理委員会の意見を聴取した上で、どのように人々を選択し、学術研究へ参加したらよいか、及び同意を求める前にいかなる情報の提供を求めるかに関する規則を公表しなければならない。  個人情報保護機関は、どのような個人情報を微妙とみなすかに関する、いかなる異論にも対処しなければならない。</p>
---------------	---

## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
1	EC 標準産業分類(NACE)	1990.07
2	On Numerical Calculation Programs of American-type Options Using GAUSS Codes	1998.09
3	わが国の統計体系の現状と課題(I)	2000.03
4	ICD10 における自動車事故による死亡者数の試算	2000.04
5	人口動態統計における交通事故死亡統計の特徴について	2000.05
6	Trends in U.S. Working Hours since the 1970s	2001.07
7	わが国における外国人の国籍別出生率について	2001.09
8	東京の消費構造—東京都生計分析調査	2002.10
9	Wide Variations in Statistics Data Sets on the Same Subjects—Reconsidering the Report of the Indian National Statistical Commission	2003.12
10	日中 1995 年産業別購買力平価の推計	2004.04
11	日本における「統計法」の成立	2005.06
12	「統計法」と法の目的	2005.07

オケージョナル・ペーパー No.13  
2005 年 9 月 20 日

発行所 法政大学日本統計研究所  
〒194-0298 東京都町田市相原 4342  
Tel 042-783-2325、2326  
Fax 042-783-2332  
jsri@mt.tama.hosei.ac.jp  
発行人 伊藤陽一